

# 交通事故裁判の実務

神奈川県司法書士会

石川 いしかわ

泰雄 やすお

## 第1. 交通事故裁判の実情について

### 1. 事務所の立地と交通事故裁判依頼の需要

私が、開業する事務所は、横浜市神奈川区の第一京浜（国道一五号線）と第二京浜（国道一京浜国道からは、二〇Mと離れていない、いわゆる京浜工業地帯の中にある。大型トラック、

トレーラー、営業車、商用車、タクシー、バイク等、相当の交通量があると思われる。交通量と比例して交通事故も多発していると思われるが、その割に交通事故訴訟の依頼は、さのみま

で多くはない。何故であろうか？人身事故を伴う、重大であれば、膨大な証拠を収集整理し、分類、分析し、責任の所在と過失割合を詳細に検討、精査しなければなら

ない。従って、交通事故裁判専門のロウファームのような弁護士事務所へ依頼者は行くのではないだろうか。我々個人で行っている司法書士では、そのような必要性に対応するだけのマンパワーも無ければ、ノウハウもないのが、通常だと考える。

では、どのような場合に司法書士に依頼に訪れるのであろうか？任意保険に加入した車両以外の物損事故が、ほとんどであると思われる。任意保険加入者

同士の事故の場合、ほぼ一〇〇パーセント保険会社の事故担当員が、示談交渉するからである。ただし、交通事故全般についての相談は多いので物損事故に限らず、人身事故、特に二輪車が関係する比較的軽微な人身事故の相談事例、相談需要は多くあると思われるので交通事故に関する知識、解決手段、方法等、研修、研究課題は山積している。その様な中で私の僅かな実務経験をここに記すので他山の石と

していただければ幸甚である。

## 2. 訴訟外で和解の事例

私の事務所で示談が行われた事例で変わったものを紹介する。ある時、額に血を滲ませた作業員風の初老男性と営業マン風のスーツ姿の中年男性が、かなり興奮した様子で事務所に来られて「この人が、車の前に身を投出してぶつかってきた」「こいつの運転する営業車に轢かれた」と作業員風の人は怪我をしていると思われるのに大変な剣幕で「弁償しろ！」と大声を出していた。しばらく喧々諤々とやり合っていたが、結局、加害者の営業マン風の人が一〇万円を示談金として支払う事で和解が成立し、その場で示談書を作成し、双方署名捺印、金銭授受の上、一件落着という事件があった。

その件は、訴訟外の和解であり、業務としては双方の主張を

聞いて示談書作成で完了した。

一時は、どうなることかと思つたが、当事者双方に言いたいだけお互いに喋らせて、その間は何意見も言わずにひたすら聞くことに徹した。かなり骨の折れることだが、そうしないとその場（当事務所）で掴み合いのけんかになること必至だと思われた。その後、この様な形態で事件を受託することは今のところ上記の件のみである。

## 第2. 交通事故裁判の実務

### 1. 受託、事情聴取について

司法書士が受託する交通事故裁判として車両物損事故を想定して記載する。

(1)当事者は、誰か？—原告、被告の特定。法人か自然人か？（添付書類に影響する）

被告が不特定の場合、民事訴訟は無理であるので、その旨事

情聴取の時に依頼者に説明を尽

さないと誤解を招くことになりかねないので注意が必要である。ひき逃げや当て逃げの場合、ほとんど民事事件において立証は不可能である。何故なら、我々民間人は捜査権もなければ捜査能力もないからである。立証が不可能であるなら裁判は当然敗訴するので受託中止すべきである。そのように依頼者に告知する。そのように依頼者に告知する。そのように依頼者に告知する。

この場合、会社の業務遂行中であれば、会社の不法行為責任も追及し、加害者個人と会社を当事者にして連帯債務者にする。(3)事故証明書はあるのか？

公安委員会等の交通事故証明書があれば何も問題はないが、事故証明がない場合、相手方が事故そのものを否認してくる可能性が高いので必ず文書にして証拠を残しておくべきである。詫状一通でも事故発生と相手方が加害している証拠になるので重要である。書面が何もない場合、厳しい戦いを覚悟すべきである。証人等というものは、あてにならないし、証人尋問しても原告の思惑どおりに返答することなどまず皆無である。逆に反対尋問され、相手方に有利な証言をする場合も多々あるので要注意である。まず、書証だけで勝訴することを考えた方が賢明だと考える。

けているのに、それじゃあ泣寝入りしろと言うのか！」と憤り、口角泡を飛ばし、弁舌をふるうことになる。そういう場合、依頼者の興奮が冷めるまで待つしかないわけで、少し冷静になったのを見極めた上で民事訴訟の場合、請求する側が請求権の根拠となる証拠を収集し、立証責任がある旨を伝えると良いであろう。

(2)会社所有の車両の場合、業務遂行中か否か。個人所有車でも

(4) その他の文書の有無は？

(例) 請求書、領収書、念書、誓約書、FAX文書等―証拠方法になるか？

念書、誓約書、FAX文書等は、充分直接証拠となる可能性が高く、請求書、領収書等も間接証拠になりうる。

(5) 相手方の所在(管轄に影響)、郵送の可能性(送達に影響)を聞く。

(6) 相手方の資産、経済力―執行の可能性を聞く。

※相手方にまったく資産がない場合、受託の可否に影響する。

## 2. 要件事実や立証手段、方法をどうするか。

(1) 請求権の発生する根拠は何か？

「不法行為に基く、損害賠償請求権」即ち、①故意または過失により、②他人の権利を侵害した事実―事故発生(の事実)、③損害の発生―修理費用、代替車

両費用、交通費等

(2) 立証手段、方法

①事故証明書、事故に対する賠償の申込、詫状、念書、誓約書等

各要件事実を充足する文書が全くないと立証が厳しいことになる。何故なら、事故発生(の事実)そのものを否定されるから。

②通常何らかの文書でやりとりがある場合

(例1) 請求書と支払遅延の詫状、支払念書等

(例2) FAX文書の往復、支払遅延のお願い等

(参照) 電子メールは、証拠価値が低い。何故なら、デジタル情報故にいくらでも加工、改竄が可能だから。

# 訴 状

(参考事例)

平成〇〇年 〇月〇〇日

〇〇簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人

司法書士 石川 泰 雄

〒236-□□□□ 横浜市金沢区〇〇〇〇番〇〇号

原 告 沖 田 総 一

電 話 045-781-〇〇〇〇

〒221-△△△△ 横浜市神奈川区〇〇〇番地〇

石川泰雄 司法書士事務所 (送達場所)

上記原告訴訟代理人

司法書士 石川 泰雄

〒236-×××× 横浜市金沢区〇〇一丁目〇〇番〇号

被告 古館 二郎

損害賠償請求事件

訴訟物の価額	金 100万円
貼用印紙額	金 1万円

第1 請求の趣旨

1. 被告は原告に対し、金100万円および内金96万6000円については平成〇〇年8月19日から完済まで、年5分の割合による金員を支払え。
  2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決および第1項につき仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1. 事件の発生

原告は平成〇〇年8月19日（日曜日）午後11時20分頃、藤沢市〇〇〇〇4丁目8番11号先県道10号線の交差点を普通乗用自動車（横浜78や〇〇〇〇）を運転して信号に従って通過中、右側道路から被告の運転する普通乗用自動車（相模52す〇〇〇〇）が交差点に進入し、出会い頭に原告自動車の前方部分に衝突したものである（甲第1号証）。

2. 被告の過失

右事故現場は、信号機のある交差点であって、原告は前方の信号機が青に変わってからギアを入れて発進しゆっくり通過していたところ、被告は信号が赤であるにもかかわらず、これを無視して交差点に進入したため衝突したもので被告の100%責任を負うべき過失に基いて発生した。

3. 原告の損害

右事故により、原告は次のとおり損害を蒙った。被告はこれに対する損害賠償義務を有する。

1) 自動車修理代 金96万6000円

原告の自動車は右事故による破損のため（甲第4号証の1ないし7）、〇〇〇〇株式会社において修理をしたところ金96万6000円の修理代がかかり、これを支払った（甲第2号証の1ないし甲第3号証の7）

2) 司法書士報酬のうち金3万4000円

原告は横浜簡易裁判所において前項の自動車の修理代請求の民事一般調停を申し立てたが、被告がこれに応じないため不調となり、本訴提起のやむなきに至った。そのため、司法書士に訴訟書類作成を依頼し、司法書士報酬として金3万8700円を支払った（甲第5号証）。そのうち金3万4000円を被告に請求する。

4. よって、原告は被告に対し、合計金100万円および内金96万6000円に対する事故発生日である平成〇〇年8月19日から完済まで民法所定の年5分の割合による金員の支払いを求めらる。

第3 証拠方法

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 甲第1号証       | 交通事故証明書   |
| 2. 甲第2号証の1、2   | 領収書、納品請求書 |
| 3. 甲第3号証の1ないし7 | 領収書、納品請求書 |
| 4. 甲第4号証の1ないし7 | 写真        |
| 5. 甲第5号証       | 領収書       |

第4 添付書類

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1. 訴状副本     | 1通  |
| 2. 甲各号証写    | 各1通 |
| 3. 調停不成立証明書 | 1通  |
| 4. 委任状      | 1通  |

第3. 参考事例の補足と経緯

1. 事故の状況と訴訟提起にいたる経緯

被告が赤信号無視して交差点内に進入し、原告車両と出会頭に衝突した事故で被告は、任意保険に加入していなかったため、保険会社の介入はなかった。本件、訴訟提起前に同じ、横浜簡易裁判所で調停申立しているが、被告が呼出を受けているにもかかわらず、出頭しないので訴訟になった。

2. 立証

事故の発生に関しては、事故当時、所轄警察署から警察官が来て現場検証しているため、交通事故証明書が入手可能でそれを添付した。修理代の領収書、被害状況のわかる写真、不調になった調停申立書等を添付し、調

停申立書作成費用として司法書士費用も請求するため司法書士の領収書を添付した。証拠調べは、書証だけで証人尋問等は行われなかった。被告に対して裁判官が、書証をみて何度か質問していた。

### 3. 和解の勧誘

調停室で何度も話し合いがなされ、調停委員（弁護士）が、双方の主張を聞きながら和解点を探っていた。被告が訴訟提起前の調停に何度も出頭要請を受けながら一度も出頭しなかった点が、心証が悪いと評価していた。司法書士費用について「こんなに高いのですか」と言われたのが心外だった。

話し合いの流れから推して当方の勝ち筋事件であると思われたのであまり反論せずに調停委員の采配に任せて時々原告本人の意向を述べるにとどめた。その後、三回目の期日で金八五万円

で和解成立したと記憶している。

### 4. 今後の課題

このように本件では本格的な証人尋問にまで至らなかったが、実際に証人尋問となった場合、果して証人が平日の昼間に出席してくれるのか否か。また証人の日当による費用対効果の問題、また証人尋問、本人尋問であやふやな事実をどこまで立証していけるのかが、難しいところである。証拠調べ、特に証人尋問において何を立証するのか。立証趣旨を明確にし、争点になっている要件事実を立証するため何を証言してもらうのか。どんなことを証言したら自身が墓穴を掘るのか。良く理解しているとは言えず、不明な点が多いのが事実である。これらの点は、今後の課題として経験を蓄積した上で一段と向上させざるを得ず、より一層精進してゆきたいと考える。

## 司法書士の新たな業務に必携の実務書！

特別頒価＝平成18年4月末日迄

▶参考書を読んだだけではわからない実務でぶつかる疑問点・論点を明解に解消！

### 商業登記実務相談事例集[第1集]

神崎 満治郎 編著

A 5判・290頁・定価2,625円(税込)  
▶特別頒価2,400円(税込)・送料無料

▶不動産取引・担保設定等での実践的知識を詳解！

### 登記識別情報取扱ハンドブック

長谷川 清 著

四六判・236頁・定価1,733円(税込)  
▶特別頒価1,600円(税込)・送料無料

不動産登記実務必携(第2版) 2月末発刊予定  
(平成17年改正対応！) 予約受付中！

▶消費者問題の理解と被害救済に必要な重要事項・用語を網羅的に取り上げ解説！

### キーワード式消費者法事典

日弁連消費者問題対策委員会 編

A 5判・484頁・定価3,990円(税込)  
▶特別頒価3,700円(税込)・送料無料

▶オンライン指定庁下での不動産登記執務に新たなスタンダードを提示する待望の書！

### 登記識別情報と立会の実務

立会DVD・書式CD付

群馬青年司法書士協議会 編

A 5判・208頁・定価3,360円(税込)  
▶特別頒価3,100円(税込)・送料無料

特別頒価：「月報司法書士読者」と明記のうえ、F A Xでお申し込みください(締切平成18年4月末日)

発行  民事法研究会

東京都渋谷区笹塚2-18-3 エルカクエイ笹塚ビル6 F  
〒151-0073 TEL 03(5351)1571 FAX 03(5351)1572  
<http://www.minjiho.com/>

目録進呈

## 整備法

Vol.1

## 「特例有限会社」

商業法人登記ワーキングチーム部委員

塚本<sup>つかもと</sup> 伸也<sup>しんや</sup>

本稿では、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」という）

の規定を中心に、現在一九〇万社にも及ぶといわれる有限会社社がどうなるのかを解説していく。

以下、整備法の規定に従い、廃止前（現行）の有限会社法を「旧有限会社法」、整備法施行の際に現に存する有限会社を「旧有限会社」と称する。  
なお、文中の意見にわたる部

分はすべて私見であることをご了承いただきたい。

## 一．旧有限会社の存続

旧有限会社は、整備法施行日以降、会社法の規定による株式会社として存続する（整備法二条一項）。旧有限会社の定款、社員、持分及び出資一口は、それぞれ株式会社

の備法二条二項）。しかし、株式会社といつても、商号中に、株式会社の文字を使用することは認められず、そのまま有限会社の文字を使用しなければならぬ（整備法三条一項、二項）。株式会社を名乗れない株式会社ということになる。整備法では、これを「特例有限会社」という（整備法三条二項）。

「発行可能株式総数」や「発行済株式総数」は、旧有限会社の資本の総額を出資一口の金額で除して得た数となる（整備法二条三項）。つまり、出資一口の金額一〇万円、資本の総額三〇〇万円の旧有限会社は、施行日に、発行可能株式総数三〇〇株、発行済株式総数三〇〇株の特例有限会社となるのである。

## 二．経過措置

整備法では、有限会社法を廃止し（整備法一条三号）、それに伴う経過措置（整備法二条～四六条）を設けている。以下主な経過措置について触れることとする。

### 1 定款の記載事項等

会社法では定款自治の範囲が飛躍的に拡大されたため、旧有限会社法が従来どおりの規律を維持するためには、定款への記載又は記録が必要となる事項が存在する。定款変更手続を要しないこととするために、経過措置が置かれている。ただし、定款変更手続は要しないといっても、定款の閲覧・謄写請求があったときは、経過措置により定款に定めがあるものとみなされる事項については、定款に記載又は記録がないものであっても、請求者に示さなければならぬとされた（整備法六条）。

ア 商号、目的、本店所在地は

会社法による株式会社の定款

記載事項と対応する事項があるものは当該対応事項とみなされる（整備法五条一項）。

イ 資本の総額、出資一口の金額、社員の氏名及び住所、各社員の出資口数は定款に記載又は記録がないものとみなされる（整備法五条一項）。

ウ 公告方法は、会社法の規定に従い、原則官報となる。ただし、旧有限会社法の定款に合併等の債権者保護手続において個別催告を省略するための公告に関する定めがあるときは、それが一般的な公告方法の定めとみなされる（整備法五条二項）。なお、旧有限会社法の定款に公告について異なる二つ以上の方法の定めを設けている場合には、その定款の定めは施行日に効力を失うことになり（整備法五条四項）、改めて一般的な公告方法を定める限り、官報が公告方法

となる。

エ 株式の譲渡制限に関する定めは、会社法においてはすべて種類株式の定めとされている（会社法一〇七条一項一号、一〇八条一項四号）ので、旧

有限会社法一九条（社員間の持分譲渡につき自由、社員以外への持分譲渡につき社員総会の承認必要）の規律を維持するため、定款にこれに相当する種類株式の定め（全部の株式の内容として、譲渡により取得することについて会社法の承認を要する旨及び当該株式を株主が譲渡により取得することにについては会社が承認をしたものとみなす旨の定め）があるものとみなされる（整備法九条一項）。なお、この定めと異なる内容の定めを設ける定款変更はすることのできない（整備法九条二項）。

ア 少数株主による総会の招集

請求権は、総株主の議決権の一〇分の一以上を有する株主に認められる（整備法一四条一項）。

イ 特別決議の要件

会社法では原則として議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成とされているが、特例有限会社法については、旧有限会社法の要件に合わせて、原則として総株主の半数以上であつて当該株主の議決権の四分の三以上の賛成とされた（整備法一四条三項）。

ウ 総会招集通知への参考書類・

議決権行使書面の添付等、株主提案権、総会招集手続等に関する検査役の選任や裁判所による総会招集等の決定に関する会社法の規定について適用が除外されている（整備法

### 2. 機関



一四条五項)。

工 機関設計

会社法では様々な機関設計が認められているが、特例有限会社には、旧有限会社法における機関設計のみが認められた。株主総会、取締役以外は監査役を置くことができるのみである(整備法一七条一項)。また、大会社であつても会計監査人を置く必要がない(整備法一七条二項)。

オ 役員任期

会社法の役員任期に関する規定について適用が除外されている(整備法一八条)ので、旧有限会社同様に定める必要がない。

カ 監査役選任に関する監査

役選任に関する議案提出請求権等の会社法の規定について適用が除外されている(整備法一八条)。

キ 監査役の権限

旧有限会社法においては、

監査役の権限は会計監査のみとされているが、会社法においては、業務監査をも含むことが原則とされたため、監査役を置く特例有限会社については、監査役の権限を会計監査に限定する旨の定款の定めがあるものとみなされる(整備法二四条)。

### 3. その他

ア 旧有限会社における設立、

増資、合併(存続会社又は新設会社が旧有限会社であるものに限り)、新設分割、吸収分割(承継会社が旧有限会社であるものに限り)又は組織変更については、施行日前に行つた社員総会の決議その他の手続きは、施行日前にこれらの行為の効力が生じない場合には、その効力を失う(整備法四条)。したがって、施行日に設立手続中の有限会社の

施行後の設立の登記は受理されない。施行日直前はより綿密なスケジュール管理が必要となる。

イ 社員名簿

旧有限会社の社員名簿は、株主名簿とみなされ(整備法八条一項)、「社員の氏名又は名称及び住所」は「株主の氏名又は名称及び住所」、「社員の出資口数」は「株主の有する株式の数」とそれぞれみなされる(整備法八条二項)。

ウ 旧有限会社の定款に、議決

権、利益配当、残余財産の分配につき、社員ごとに異なる取扱いをする旨が定められている場合、それらの定めに係る持分は、同様の定めがある種類株式とみなされる(整備法一〇条)。

エ 施行日前になされた持分譲

渡の承認請求に係わる手続きについては、施行日後も旧有限会社法によるとされた(整備

備法一一條)。

オ 施行日前に総会の招集手続

が開始された自己持分(施行日後は株式)の取得、持分(施行日後は株式)の消却、資本又は資本準備金若しくは利益準備金の減少、営業譲渡、合併(存続会社又は新設会社が株式会社であるものに限り)及び吸収分割(承継会社が株式会社であるものに限り)については、施行日後も旧有限会社法による(整備法一二条、一三条、二九条、三一条、三六条)。ただし、株式の消却、資本の減少、合併及び吸収分割に関する登記の登記事項については、会社法の定めるところによる(整備法一三条但書、二九条但書、三六条但書)。

カ 業務の執行に関する検査役

の選任申立権、役員解任請求権は、総株主の議決権の一分の一以上の議決権を有する株主に認められる(整備法

二三条、三九条)。

会計帳簿の閲覧等請求権は、  
 総株主の議決権の一〇分の一  
 以上の議決権を有する株主及  
 び親会社社員であつて当該親  
 会社の総株主の議決権の一〇  
 分の一以上を有するものに認  
 められる(整備法二六条)。

キ 会社法施行日前に到来した  
 最終の決算期に関する計算書  
 類等の作成、監査及び承認の  
 方法については、旧有限会社  
 法による(整備法二七条一項)。

ク 会社法の計算書類の公告に  
 関する規定について適用が除  
 外されている(整備法二八  
 条)ので、計算書類の公告義  
 務はない。

ケ 会社法の支店における計算  
 書類等の備置に関する規定に  
 ついて適用が除外されている  
 (整備法二八条)ので、支店  
 における計算書類等の備置義  
 務はない。

コ 休眠会社のみなし解散の規

定の適用が除外されている  
 (整備法三二条)。

サ 組織再編行為

特例有限会社は、吸収合併  
 における存続会社、吸収分割  
 における承継会社となること  
 ができない(整備法三七条)。

また、会社法の株式交換、株  
 式移転の手續に係わる規定に  
 ついて適用が除外されている  
 (整備法三八条)ので、株式  
 交換、株式移転はできない。

### 三・特例有限会社の登記

有限会社登記簿は新商業登記  
 法の規定による株式会社登記簿  
 とみなされ、別段の定めがある  
 場合を除いて、特例有限会社の  
 登記には新商業登記法の規定が  
 適用される(整備法一三六条一  
 五項)。

以下、旧有限会社法による登  
 記事項がどのように取り扱われ  
 るか、会社法による新たな登記

事項としてどのような事項があ  
 るかについて解説することとす  
 る。

#### 1 旧有限会社法による

##### 登記事項

「商号」は、そのまま株式会  
 社の登記事項として取り扱われ  
 る。

「目的」は、そのまま株式会  
 社の登記事項として取り扱われ  
 る。

「本店」「支店」は、そのま

ま株式会社登記簿として取  
 り扱われる(ただし、本店の所  
 在場所、支店の所在場所と呼称  
 が変更される)。

「資本の総額」は、資本金の  
 額とみなされる(整備法四二条  
 一項)。

「出資一口の金額」は、登記  
 事項ではなくなるので、職権で  
 抹消される。

「取締役の住所氏名」は、株  
 式会社の登記事項についての説

替え規定により、旧有限会社法  
 による制度が維持される(整備  
 法四三条一項)。会社を代表し  
 ない取締役の住所もそのまま登  
 記される。清算人についても同  
 様である(整備法四三条二項)。

「代表取締役の氏名」は、株  
 式会社の登記事項についての説  
 替え規定により、旧有限会社法  
 による制度が維持される(整備  
 法四三条一項)。代表清算人に  
 ついても同様である(整備法四  
 三条二項)。

「取締役の共同代表の定め」  
 は、登記事項ではなくなるため、  
 職権で抹消される。清算人の共  
 同代表、支配人の共同代理につ  
 いても同様である。

「監査役の住所氏名」は、株  
 式会社の登記事項についての説  
 替え規定により、旧有限会社法  
 による制度が維持される(整備  
 法四三条一項)。監査役の住所  
 はそのまま登記され、監査役設  
 置会社である旨は登記されない。



「支配人の住所氏名、支配人を置いた営業所」は、そのまま株式会社登記事項として取り扱われる。ただし、支店所在地における支配人の登記は、本店の所在地における登記簿に移記される。

## 2 会社法による新たな

### 登記事項

「発行可能株式総数」、「発行済株式総数」は、旧有限会社の資本の総額を出資一口の金額で除して得た数で登記されたものとみなされる（整備法四二条三項）。

「株式の譲渡制限に関する定め」は、発行する全部の株式の内容として、当該株式を譲渡により取得することについて当該特例有限会社の承認を要する旨及び当該特例有限会社の株主が当該株式を譲渡により取得する場合には、当該特例有限会社が承認をしたものとみなす旨の定

めの定めが登記されたものとみなされる（整備法四二条四項）。

「公告方法」は、原則として官報による旨が登記されたものとみなされる。ただし、旧有限会社に合併等に関する公告方法の登記がある場合には、それが会社法上の一般的な公告方法として登記されたものとみなされる（整備法四二条五項）。ただし、合併等に関する公告方法が二つ以上登記されている場合には、官報による旨が登記されたものとみなされる（整備法四二条七項）。

\*旧有限会社が、議決権を行使することができるとする事項、利益の配当又は残余財産の分配に関して社員ごとに異なる取扱いをす

る旨の定款の別段の定めを設けている場合には、当該定めに係る持分が会社法一〇八条一項

一号く三号の定めがある種類株式とみなされるため、「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」、「発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数」を施行日から六ヶ月以内に登記しなければならぬ（整備法四二条八項）。旧有限会社法においては、上記定款の別段の定めは登記事項ではなく、その有無を登記所では把握していないため、職権ではなく、申請が必要になる。申請には定款を添付しなければならぬ（整備法一三六条一八項）。なお、上記登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時にしなければならず（整備法四二条九項）、また上記登記をするまでに上記登記事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係わる登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならぬ（整備法四二条一〇項）。

（整備法四二条九項）、また上記登記をするまでに上記登記事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係わる登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならぬ（整備法四二条一〇項）。

## 四、通常の株式会社への移行手続

特例有限会社は、商号中に「株式会社」という文字を用いる定款変更（商号変更）をすることで通常の株式会社へ移行することができる（整備法四五条一項）。

株主総会において上記定款変更の決議を行った特例有限会社は、その本店所在地において二週間以内（支店所在地においては三週間以内）に、特例有限会社について解散の登記、商号変更後の株式会社について設立の登記を同時に申請しなければならぬ（整備法四六条、一三六条二項）。この登記によって、上記定款変更の効力が生ずる（整備法四五条二項）。定款変更に係わる株主総会議事録（整備法一三六条一五項、商業登記法四六条）、商号変更後の株式会社

項)及び代理人による場合の委任状が添付書面となる。また、登録免許税は、組織変更に合わせて、設立登記最低三万円、解散登記三万円となる(整備法二九四条、登録免許税法一七条の三)。

特例有限会社が商号変更により通常の株式会社に移行した場合には、商号変更と同時に任期が満了する役員(選任から商号変更までの期間が通常の株式会社の役員の任期の範囲を超えている者が該当する)が出ることになる。特例有限会社については、前述のとおり会社法の役員任期に関する規定の適用が除外されている(整備法一八条)が、商号変更により通常の株式会社に移行した場合には、会社法上の規定が適用されるようになるからである。なお、商号変更の際に任期を伸長する定款変更を行えば、伸長後の任期(例えば一〇年)から選任後商号変更までの期間(例えば六年)を

差し引いた期間(四年)、任期が継続することになる。

## 五. 会社法施行前の

### 組織変更

繰越欠損を抱える有限会社を含む利益のある土地や株がある場合、会社法施行前に組織変更して株式会社になるのが得であるとの話がある。これは、組織変更の場合、資産の評価替えによる含み益の計上が認められていて、それをもとに繰越欠損の解消を図ることができるということとを理由とする。特例有限会社の商号変更による通常の株式会社への移行では、その手法が使えないことを考えると、純資産額の問題は残るが、検討に値する。

## 《御注文の翌日お手許へ》

先生方がお使いになる用紙類すべて取り扱っております

### 登記識別情報用商品販売開始!!

登記識別情報用封筒

フォルダ

登記識別情報用シール

ゴム印・印材関係一式

A4判対応登記申請書諸用紙

司法書士会統一用紙

印刷物全般

調査士関係諸用紙

簡易裁判事件ファイル

弁護士関係諸用紙

東京 FAX 本社 03-3920-7372 24時間 FAX受付 大阪 FAX 営業所 06-6358-6486



## 法令書式センター

本社 東京都練馬区石神井台8丁目3番1号  
☎177 電話 (03) 3928-8330(代表)  
-0045 FAX (03) 3920-7372 番  
ホームページ <http://www.hourei-sc.co.jp>

大阪 大阪市北区松ヶ枝町1番3号  
営業所 (高栄松ヶ枝ビル2F)  
☎530 電話 (06) 6358-2926(代表)  
-0037 FAX (06) 6358-6486 番

## 短期集中講座

民事法律扶助の活用・推進のために②

## 法律扶助活用マニュアル 応用編

日司連

総合法律支援対策部法律扶助ワーキングチーム

## はじめに

このマニュアルは、財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という）の相談登録司法書士としての登録を済ませており、かつ民事法律扶助（とりわけ書類作成援助）の持ち込み経験のある司法書士を対象に、日常業務において、書類作成援助だけでなく法律相談援助、代理援助を含めて、法律扶助をより大胆かつ積極的に使いこなしていただ

くためのヒントになればとの思いから、作成したものである。

平成一二年秋に施行された民

事法律扶助法において、「書類

作成援助」という新たなサービ

スが誕生した。我が国における

法律扶助制度の長い歴史の中で、

「書類作成援助」が規定された

ことにより、初めて司法書士が

法律扶助の担い手としての仲間

入りを果たしたのである。そん

な中、これまで司法書士は、主

に書類作成援助のサービス提供

者として、法律扶助に関与して

きたわけである。

ところが、平成一五年の司法

書士法改正により、簡裁訴訟代

理関係業務が業務範囲に加えら

れたのに伴い、限定付きながら、

法律相談援助と代理援助につい

ても、司法書士に活用の道が拓

かれた。

今後は、書類作成援助のみな

らず、法律相談援助と代理援助

についても積極的に活用するこ

とで、資力の乏しい国民のため

の司法アクセスの拡充に、司法

書士が今まで以上に貢献してい

くことが期待されている。

なお、扶助協会への相談登録

司法書士の登録方法等について

は、所属の司法書士会にお問い

合わせいただきたい。また、こ

れまでに法律扶助の持ち込み経

験のない方は、基本編とも言う

べき「書類作成援助活用マニユ

アル（自己破産編）」（本誌一

月号に掲載）をあわせてご参照

いただきたい。

## 第1 相談の受付

ここでポイントのは、司法書士の日常業務におけるあらゆる相談を、法律相談援助の適用される無料法律相談（以下「扶助相談」という）と、それ以外の相談（以下「通常相談」という）とに振り分けることである。なぜなら、法律相談援助こそが、まさに国民が法律扶助を利用するための入口として考えられているからである。この点が、これまで書類作成援助のみに関与してきた司法書士にとっては、少々違和感を覚えることかもしれないが、法律相談が司法書士法上も業務範囲として明記されたこともあいまって、日々の相談に応じる際の意識を我々自身が少しずつ変えていく必要があると思われる。

### 1 どんな相談か？

まずは相談の内容である。非

常に大雑把な表現になるが、まずは登記関係の相談か、裁判関係の相談かということである。登記関係の相談については扶助相談の適用はなく、通常相談ということになるので、相談料等の扱いは各事務所の基準によることになる。裁判関係の相談であれば、次のチェックポイントに進む。

### 2 相談者の資力は？

次に相談者の資力を確認する。資力基準については扶助協会発行「相談・援助担当者ガイドブック」（以下「ガイドブック」という）を参照していただきたい。資力基準を満たしていない。資力基準を満たしている場合には、扶助相談の適用はなく、通常相談ということになる。資力基準を満たしている場合には、次のチェックポイントに進む。

### 3 紛争の範囲は？

次に紛争の範囲を確認する。簡易裁判所の事物管轄の範囲内

の紛争かどうかということである。これが一四〇万円を超えていけば、扶助相談の適用はなく、通常相談となる。ただし、この場合であっても書類作成援助の利用は可能なので、その点の検討を忘れないようにしなければならない。

一四〇万円以内の民事上の紛争についての相談であれば、扶助相談が可能である。

無料法律相談を実施しつつ、次項に進む。

## 第2 法律相談援助の申込み

### 1 相談のみで終了する場合

相談の結果、相談のみで終了する場合（代理援助、書類作成援助としての持ち込みをしない場合）、「法律相談・援助申込書」を記入し、扶助協会支部にFAXする。申込書はガイドブックをコピーして使う。表面は相談者が、裏面は司法書士が記

### 2 代理援助、書類作成援助

相当として支部審査会に回付（持込み）する場合

相談の結果、代理援助、書類作成援助の要件を満たし、かつ本人が利用を希望する場合には、1の申込みを行なった後、改めて支部審査会に回付（持込み）することになる。なお、援助要



件についてはガイドブックを参照していただきたい。以下では、回付の手続きについて説明する。

(1) 相談者には、必要書類を手配するよう指示する（必要書類は事件の内容によって異なる。詳しくはガイドブックを参照していただきたい）。

(2) 相談票を記入し、事件調査を作成する。事件調査はガイドブックをコピーして使う（ただし、自己破産事件及び債務整理事件については事件調査の作成は不要であり、「法律相談・援助申込書」の裏面を法律相談援助の申込みのときよりも詳細に記入すれば足りる）。

(3) 必要書類が整い次第、事件調査（自己破産事件及び債務整理事件の場合は法律相談・援助申込書）等の必要書類を扶助協会支部に持参又は送付する。

(4) 以後、援助決定を待つて速やかに事件に着手し、必要に応じて扶助協会に報告する。

なお、参考までに以上の流れ

を簡略化してフローチャートにしたものを「相談受付のながれ」として添付した（図1）。

適宜、各事務所を手を加えるなどしてご活用いただきたい。

### 第3 自己破産・債務整理事件と法律扶助

以上が一般的な説明ということになるが、現実には法律扶助事件として持ち込む機会が多いのは、自己破産事件と債務整理事件であると思われる。

そこで、以下では自己破産事件および債務整理事件の流れに沿って、法律扶助の活用の方方を考えることとする。

#### 1 相談の受付

平成一五年の司法書士法改正以前は、司法書士の業務において債務整理の「受任」という概念自体がなく、書類作成業務に限定されていたために、法律扶助との関係でも書類作成援助の

みを想定していたわけであるが、今後は考え方を根本的に変える必要がある。

#### (1) 初回面談で方針が確定した場合

このようなケースは実務ではむしろ珍しいと思われるが、皆無とは言えない。仮に初回面談で破産、あるいは個人再生等の方針を決定し、書類作成業務として受託する場合には、これまでもおり書類作成援助としての持ち込みを検討することになる。

#### (2) 初回面談で方針が確定せず、債務整理事件として受任する場合

実務においてはむしろこちらのほうが原則であると思われる。

この場合には、法律相談援助の申込みと、その後の回付手続きを分けて考える必要がある。

つまり、初回面談では方針が決まらないので、この段階で、

資金基準を満たしており、かつ紛争の範囲の問題がクリアできてさえいれば、法律相談援助

の申込みが可能となる。法律相談援助の利用を検討するうえで重要なのは、「債権者一社あたりの経済的利益の予想最高額が一四〇万円を超えていてはならない」ということである。正確な金額は債権調査を経ないと判明しないので、あくまでも「予想最高額」と表現されている。

理論的には以上のとおりであるが、現実問題としては、申込書の裏面の、「適当な援助手続き」欄を「書類作成援助」にチェックし、かつ「整理のための基本方針」を自己破産あるいは民事再生と記載した場合、おそらく司法書士による法律相談援助は認められないだろう。なぜなら、自己破産や民事再生はあくまでも書類作成業務であり、代理権を前提としていないため、その前提としての相談は、法律相談援助の対象外であると考えられているからである（ガイドブックにもこのような解釈が示されている）。ただし、この点

についての扱いは支部によっても多少異なると思われるので、注意していただきたい。

具体的には、「措置区分」欄

の「相談継続」にチェックをし、「適当な援助手続き」欄には「代理援助」にチェックをするか、または何もチェックをしないでおいて、「整理のための基本方針」欄には「任意整理の予定」

あるいは「債権調査のうえ方針を決定する」のように記載しておけば、法律相談援助の適用上問題はない。だからといって事実を曲げて記載するなどはもつてのほかであるが、記入の仕方にも多少配慮が必要であるというところでご理解いただきたい（例えば、相談の段階では任意整理の予定で受任し、法律相談援助を利用したものの、その後の債権調査の結果や、債務者の失業等の事情により、破産や民事再生の申立てをせざるを得ないといったケースは現実には少なくないわけで、この場合には、

結果的に書類作成援助として持ち込みをすることになるだろう。

## 2 方針の決定

受任後、債権調査を経て、方針が確定したとする。この段階で改めて、書類作成援助あるいは代理援助として持ち込みを行なうことになる。

(1) 書類作成援助としての持ち込み

破産申立書、個人再生申立書、本人申立による特定調停申立書、あるいは本人訴訟の訴状を作成する場合には、この段階で改めて、「適当な援助手続き」欄を「書類作成援助」にチェックしたうえで、必要書類を添えて支部審査会に回付する。

(2) 代理援助としての持ち込み

任意整理、代理人として特定調停の申立てをする場合には、この段階で改めて、「適当な援助手続き」欄を「代理援助」にチェックしたうえで、必要書類を添えて支部審査会に回付する。

## 3 債務整理と過払金の返還請求との関係

債務整理の過程で、特定の債権者に対して過払いが生じていることが判明したとする。この場合、ある債権者から過払金を取り戻したとしても、他の債権者への残債務があり、交渉途中である以上、いまだ「債務整理」の目的は達成できていないわけ

である。したがって、ある債権者から取り戻した過払金を他の債権者への支払いに充てることは当然に認められると考えられる（そうでなければ、「債務整理」の目的を達することが困難になってしまうだろう）。

しかしながら、そのようにして全ての債権者との交渉が終了（つまり債務整理が終了）した後、なおかつ回収した過払金が手元に残る場合（つまりトータルでは残債務よりも回収した過払金のほうが多かった場合）には、これを依頼者に直接返還す

ることは禁止されている。依頼者には渡さずに、司法書士がこれを保管したうえで扶助協会支部に報告することになっている。

扶助協会では、司法書士からの報告を受けた後、過払金の15%を基準として報酬決定できるとされており、この報酬決定を待つて初めて報酬として受け取ることができることになっているので、注意が必要である。

なお、過払金を回収するために訴訟を提起する必要がある場合には、その時点で別途書類作成援助（本人訴訟の場合）あるいは代理援助としての回付（持ち込み）も可能である。この場合、支部審査会の判断にもよるが、一般的には関連事件として別途援助決定がなされ、立替金が支払われることになると思われる。

なお、以上の点についての細かな運用等は、支部によっても異なるので、詳しくは各支部にお問い合わせいただきたい。



#### 4 法律扶助協会への報告

債務整理事件においては、当初、任意整理の予定で代理援助を進めていったものの、やむを得ず破産あるいは再生に切り替えないければならなくなったり、あるいは途中で依頼者と連絡が取れなくなり、辞任せざるを得なくなるケースなど、仕事の途中で方針や状況に変動が生じる場合がある。このような場合には、まず速やかに扶助協会支部に報告しなければならない。一人で悩んでいてもどうにもならない。その結果、事情にもよるが、すでに送金されている立替金の一部を、扶助協会に返還する必要が生じる場合もある。

#### 簡易援助について

平成一七年四月一日から、民事法律扶助制度における新たなサービスとして、①簡易援助、②簡易な示談交渉、③緊急援助

が開始された。

基本的には扶助協会作成の資料（以下「扶助協会資料」という）を参照いただくとして、このうち、司法書士による活用機会が比較的多いであろうと思われる①の簡易援助に的を絞って、なるべくわかり易く活用方法をまとめた。参考にしていただきたい。

#### 1 簡易援助とは

簡易援助とは、①法律相談援助に付随して、②本人名義で簡易な法的文書を作成するものである。法律相談終了後、本人名義の内容証明を作成し、本人に「これを郵便局で出すというイメージです」と言って渡すというイメージである。

現時点では、内容証明による時効援用通知、契約解除通知、敷金返還請求通知等が想定されているが、もちろんそれに限られるわけではない。

あくまでも①法律相談援助の

延長としてのサービスであること（したがって司法書士法三条

二項の司法書士のみが可能であり、かつ扶助協会の相談登録司法書士としての登録を受けていること、紛争の範囲が一四〇万円以内であることなどが必要となる）、②作成する文書は原則として本人名義のものであることがポイントである。なぜなら、本人名義ではなく代理人名義による文書作成は、原則として示談交渉すなわち代理援助の性質を帯びると考えられているからである。

#### 2 申込み方法

申込み方法は、基本的には法律相談援助と同様であるが、若干の違いがあるので、以下、流れに沿って説明する。

#### (1) 無料法律相談の実施

各司法書士事務所において、本人の資力要件等を確認のうえ、無料法律相談を実施する。ここまでは法律相談援助と全く同様

である。

#### (2) 法律相談・援助申込書の記入

法律相談の結果、本人名義による簡易な法的文書の作成が紛争解決のために妥当であり、かつ本人がそれを望んだ場合には、「作成文書の種類及び通数」を相談票（申込書の裏面）の該当箇所に記載し、本人の確認印または署名を求める（これに伴い、申込書の様式が新しくなった。新しい申込書は扶助協会の各支部あるいは各司法書士会に置いてある。申込書は各自コピーしてお使いいただきたい）。

#### (3) 本人からの負担金の受領

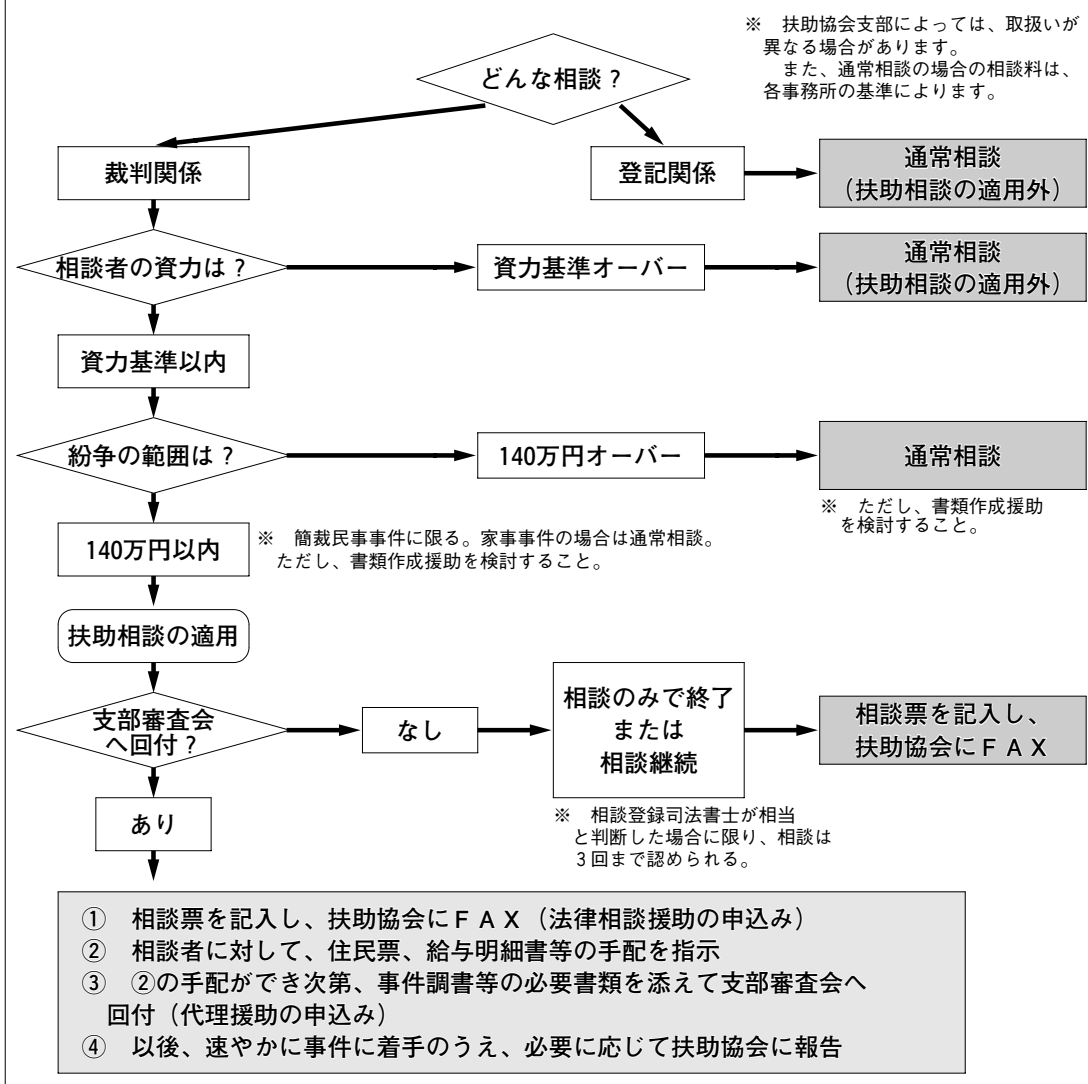
本人から負担金として二〇〇〇円を受領する。本人に渡す領収書には、「簡易援助の負担金として」と記載する。領収書は適宜の様式で構わない。二〇〇〇円は、遅くとも作成した文書を本人に交付するのと引き換えに受領する。

なお、例外として本人から負

- (5) 送金  
 しばらくすると、扶助協会から七四五〇円（法律相談料五二五〇円＋法的文書作成料四二〇〇円から、本人負担分の二〇〇〇円を差し引いた金額）が司法書士の口座に振り込まれる。
  - (4) 扶助協会支部に F A X  
 法律相談・援助申込書と相談票（申込書裏面）を扶助協会支部に F A X する。なお、作成した文書は送付不要である。
- 担金を受領することが特に困難な事情がある場合の取り扱いについては、扶助協会資料を参照していただきたい。

【図1】

相談受付の流れ



## 短期集中講座

## Q &amp; A 筆界特定制度と司法書士

Vol.2

## — 続 基礎編 —

日司連 不動産登記ワーキングチーム

すえみつ  
末光 祐一  
ゆういち

一月号において、基礎編に続いて手続編、申請編を掲載する予定をお知らせしましたが、予定を変更し、本号では続基礎編として概略のみを掲載し、手続編、申請編につきましては後日会員に配布させていただきます。

なお、一月号基礎編について、一部訂正がありました。六九頁に正誤表を掲載していますので、ご注意願います。

Q 18

受付にもなつて付される「手続番号」とは。

A 18 筆界特定申請が受け付けられたときは、通常の受付事務のほか、手続番号が付されることとなる（規二一四②）。この番号が、以後、手続を進行するうえで活用され、登記記録において個々の筆界特定を特定する記号として登記される。

Q 19

受付にもなつて行われる公告及び通知とは。

A 19 筆界特定の申請が受け付けられ、却下事由がないと認められるときは（達第四（A）六七）、筆界特定の申請がされた旨が公告され、かつ、その旨が関係人に通知される（法

第一三三①）。

これらは、筆界特定が公の証明力を有することから、関係人をはじめ、広く第三者にも影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、それらの者に手続保障の機会を与えるために必要な手続であると言える。

Q 20

「意見聴取等の期日」とは。

A 20 筆界特定登記官は、筆界特定の申請人及び関係人に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、対象土地の筆界について、意見を述べ、又は資料を提出する機会を与えなければならぬ（法一四〇①）とされ、この期日を「意見聴取等の期日」という。

期日は、法務局の庁舎、対象土地の所在地を管轄する登記所の庁舎、現地等適切な場所が選定されることとなる（規二二二）（達第六一一〇）。

必要があれば、複数回の期日を設けることも可能である。

Q 21

筆界特定はどのようになされるか。

A 21

筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見が提出されたときは、その意見を踏まえ、登記記録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、囲障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して、対象土地の筆界特定をし、その結論及び理由の要旨を記載した筆界特定書を作成しなければならない（法一四三①）。

筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見を尊重する義務はあるが、それに絶対的に拘束されるわけではなく、最終的に独自の責任で判断することができるのではあるが、筆界調査委員の意見が合理的である場合はその意見と異なる判断は問題であろう。また、筆界調査委員の意見が不合理であり、かつ、十分な調査が尽くされていない場合は、筆界調査委員に対して再度の調査を命ずることができると考えられる。

筆界特定がなされたときは、筆界特定の申請人に対し、筆界特定書の写しが交付され、筆界特定をした旨を公告し、かつ、関係人に通知される（第一四四①）。

さらに、対象土地の登記記録に、筆界特定がされた旨が記録される（規二三四）。

Q 22

筆界特定を申請することができるのは誰か。

A 22

筆界特定の申請することができる者は、特定したい筆界に接している土地の所有権登記名義人（所有権の登記がない土地では表題部所有者）であり、表題登記がない土地にあつては所有者をいい、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含み（法二二三v）、共有者の一部の者の申請も認められるが、仮登記名義人は含まれない（達第一一五）。したがつて、地上権者、賃借権者、抵当権者等は、筆界特定の申請をすることができず、債権者代位の方法によつても申請することはできないと解される。

Q 23

筆界特定の手数料は。

A 23

筆界特定の申請人は、原則として、「手数料算出の基礎となる額Ⅱ（申請人所有対象土地の固定資産評価額×相手方対象土地の固定資産評価額）×0.05」で表され、その額に応じて、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とされる。



上欄	下欄
基礎となる額が 百万円までの部分	その額十万円までごとに 八百円
基礎となる額が百万円を 超え五百万円までの部分	その額二十万円までごとに 八百円
基礎となる額が五百万円を 超え千万円までの部分	その額五十万円までごとに 千六百円
基礎となる額が千万円を 超え十億円までの部分	その額百万円までごとに 二千四百円
基礎となる額が十億円を 超え五十億円までの部分	その額五百万円までごとに 八千円
基礎となる額が 五十億円を超える部分	その額千万円までごとに 八千円

仮に甲地の評価額が金三八〇〇万円、それに接する乙地の評価額が金一八〇〇万円として、甲地所有権登記名義人等が、甲乙間の筆界の特定を申請する際には、手数料算定の基礎となる額は、 $(3800万 + 1800万) \div 2 \times 0.05 = 140万$ 円となり、前出の表に当てはめると、一〇〇万円まで一〇〇万円ごとに八〇〇円で八〇〇〇円、一〇〇万円を超え一四〇〇万円まで二〇〇万円ごとに八〇〇〇円で一六〇〇〇円、合計で手数料の額は九六〇〇〇円となる。

Q 24

手数料の収入印紙を貼付する際の注意は。

A 24

本来は申請時において手数料の額が把握されているべきであるが、手数料算定の基礎となる対象土地の一方は申請人所有であることから評価額が判明するが、他方は、通常は紛争の相手方の所有であることから申請人においてその評価額を知ることは困難であると思われる（登記における価格通知制度、民事訴訟における評価証明書の交付請求制度は利用できないとされる）、正確な手数料の額を把握することは難しい。

このような場合は、申請人において把握できる対象土地、つまり申請人所有地の評価額のみを基礎として仮に手数料を算出し（本来の手数料がこの額を下回ることはない）、その額に相当する収入印紙を貼り付けて申請することになると思われる。

そのようなときは申請後、筆界特定登記官が他の対象土地の価額を調査して算出した手数料の額が通知されるので、後日不足額の追納することで手続が進行することになる。すなわち、申請時に納付された手数料の額が納付すべき手数料の額に満たない場合であっても、申請人が不足額を追納しない意思を明らかにしているときを除き、手数料の納付がないことを理由として申請を却下されることなく、納付すべき手数料の額を通知のうえ補正の機会が与えられることとなる（達第三（C）三八）。

## 「Q &amp; A 筆界特定制度と司法書士 Vol. 1—基礎編—」正誤表

標記記事、以下のとおり誤りがございました。お詫びして訂正します。

頁/Q・A	誤	正
70頁 A 1	専門の登記官	登記官
71頁 A 3	したがって、支局、出張所で筆界特定手続がなされることはない（申請書の事実上の窓口、期日の場所、手続記録の保管等では筆界特定事務にも関係する <u>場合がある。</u> ）。	したがって、支局、出張所で筆界特定手続がなされることはない。 <u>しかし、管轄登記所は、筆界特定書面申請の場合における申請書の提出先となるなど、筆界特定の事務に関与することがあるほか、筆界特定手続記録の保管及び公開に関する事務を行うことになる。</u>
71頁 A 4	(法132vi)	(法132①vi)
72頁 A 5	「隣接地が、分譲マンションの敷地で管理組合もないなど、共有者が多数に及び、筆界に関する全員の同意を得るのが困難な場合」	【削除】
	公の作成した筆界特定書	公の <u>機関</u> が作成した筆界特定書
73頁 A 8	司法書士（限定的）	司法書士（ <u>司3②である者に限り、かつ、一定範囲の筆界特定手続に限る。</u> ）
74頁 A11	A地所有者	A地 <u>所有権</u> 登記名義人等
75頁 A14	B地所有者	B地 <u>所有権</u> 登記名義人等
	D地所有者	D地 <u>所有権</u> 登記名義人等
	E地所有者	E地 <u>所有権</u> 登記名義人等
	A地の他の共有者	A地の他の <u>共有者</u> として登記されている者
77頁 A17	（土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争を取り扱う（ <u>調3①vii。</u> ））	【削除】
	自認	自任

## 中間省略登記

登記制度対策本部  
不動産登記ワーキングチーム

### 一 はじめに

日本司法書士会連合会（以下「日司連」と記す）は、今まで複数回にわたり会員各位に、中間省略登記申請への関与を厳に避けて頂くように、お願いをしてまいりました。しかしながら、中間省略登記について、様々な場面で多様な議論が行われ、会員の一部に若干の混乱が生じております。そこで、あらためて日司連としての中間省略登記に対する見解を今一度整理し、会員の皆様に通知するに至りました。

### 二 中間省略登記とは

中間省略登記の議論がされる際に、時として中間省略登記の定義の錯綜が見受けられるようです。本稿における中間省略登記とは、「連続する複数の物権変動があるときに中間の物権取得者を省略して現在の登記名義人から最終の物権取得者に直接名義を移転する登記」とします。より広い概念をして中間省略登記としての議論を展開される方もいらっしゃると思いますが、

議論の混乱を避けるためにも本稿における中間省略登記は、上記の定義といたします。故に、物権変動が複数存在しない場合には、本稿で記すところの中間省略登記ではないと認識ください。

なお、物権変動が複数存在するの可否かの判断を一般論として論じることではできません。個々の現場において職務をされる各会員が、目前の事象を法に当てはめてはじめて判断可能なものです。故に、その一般的基準を示すことは本稿の目的ではありません。

### 三 不動産登記法の趣旨

不動産登記法は五九条三号において、「登記原因及びその日付」を登記事項とし、三条六号において、「登記原因及びその日付」を申請情報としております。このことは、わが国の不動産登記が単に、現在の権利者の名義のみを公示するものではなく、権利取得の過程をも公示することを意味しております。ご承知のように、わが国の不動産登記には公信力がなく、その意味では登記名義人であると公示

されていることだけでは、権利

者であることを確実に保障する

ものではありません。故に、登

記名義人である者と取引に入

うとする者は、単に登記名義の

みを抛り所とするのではなく、

その取得原因の真偽などの調査

をもしなければ十分とは言えな

い仕組みとなっております。そ

こで不動産登記法は、「登記原

因及びその日付」を登記事項と

するとともに、それを証明する

ものとして登記原因証明情報を

申請の際に原則として提供する

ことを要求し、利害関係人にそ

れを閲覧させることによつて前

記調査を可能とすることを目指

したものです（不動産登記法六

一条・一二一条）。

このように不動産登記に公信

力をもたないわが国において、

取得過程が明確になつてい

と及びその取得過程である登記

原因についての証明情報は、取

引の安全のために特に重要な意

味を持つものです。

以上の趣旨から、不動産登記

法は「登記原因及びその日付」

を登記事項としたものですから、

取引の安全と円滑に資するため

にも（不動産登記法一条目的）

「登記原因及びその日付」及び

登記原因証明情報の真正さにつ

いては、最大限確保されなけれ

ばなりません。よつて、中間取

得者を省略し真実の取得過程と

相違する中間省略登記は、不動

産登記法の趣旨と相容れるもの

ではありません。

#### 四 司法書士としての

##### 職責

司法書士は、常に品位を保持

し、業務に関する法令及び実務

に精通して、公正かつ誠実にそ

の業務を行なわなければなりま

せん（司法書士法二条職責）。

このことは、単に法令を知識と

して有するのみではなく、その

趣旨を理解し業務に反映するこ

とが要求されるものです。とり

わけ、不動産登記と不動産取引

の橋渡し役としての歴史をもつ

司法書士であれば、不動産登記

法の目的である取引の安全と円

滑の趣旨を十分に理解したうえ

で、登記後の取引に対しても十

分に配慮をしなければならず、

一時的な経済効率によつてそれ

を害することのないよう努めな

ければなりません。

以上の職責に則つて司法書士

が今まで職務を行つてきたから

こそ、不動産登記法は司法書士

などの資格者に特段の職責を課

したものであり、（不動産登記

法二三条四項一号など）今後

においてもその職責に応えうるか

否かが、将来の立法・運用に大

きく影響するであろうことは容

易に予想できることです。

#### 五 様々な議論につい

て

判例において、中間省略登記

の効力を認容したものや、条件

付ながら中間省略登記請求権を

認めるものがあることを理由に、

判決に基づかない中間省略登記

にも司法書士が関与することを

積極視する見解があるようです

が、既に生じている紛争を解決

することを一義とする判決と、

法の趣旨実現を職責とする司法

書士の将来に向かつての職務を、

同じレベルで論じることができ

ません。不動産取引安全の観点

から私たちが司法書士の依頼人や

取引相手が将来的にも紛争に巻

き込まれないようにするために

は如何に職務すべきか、との視

点を何よりも日司連は尊重する

ものです。

言うまでもなく、不動産登記

は、不動産取引のためのもので

あり、不動産登記のために取引

が阻害されることがあつてはな

りません。しかしながら、そこ

で尊重されるべき取引はルール

を守つたフェアなものでなくて

はならないはずであり、少なくとも正直者が損をするようなものであつてはならないはずで、立法論としてはともかく、前記のように「登記原因及びその日付」を登記事項とする現在の不動産登記法のもとでは、中間省略登記は、ルールを脱したものであり、日司連として容認できるものではありません。

## 六 背景

中間省略登記が従来行われてきた多くの場合に、中間者が法定の手数料を越えた転売益を得ながら中間取得者としての登録免許税などの負担を免れようとの背景があります。とすると、その原因は手数料の上限制度や登録免許税にあると言ふことができます。仮に、中間省略登記が、手数料の上限制度や登録免許税の潜脱のために取引の安全を犠牲にしているのであれば、

不動産登記を介して不動産取引に直接関与してきた私たち司法書士として、自らが関与するかどうかを問わず、看過できない由々しき問題であります。具体的には、私たち司法書士が、登記名義人の権利取得原因について調査依頼を受けた場合に、当該登記名義人が中間省略登記によつていたときに、調査を十全に行うことができるか否かを想ってください。

## 七 最後に

以上のような趣旨から日司連は、会員の皆様に、中間省略登記への日司連としての見解をお伝えするとともに、司法書士として関与を厳に避けていただくように繰返しお願いしてきたものであります。今一度、上記趣旨をご賢察のうえよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

“紛争類型別”の解説とWeb情報で“簡裁訴訟”の実務をサポート!

# 訴訟実務マニュアル ＝簡裁活用テクニック＝



編集代表：加藤新太郎・馬橋隆紀／企画協力：日本司法書士会連合会

●B5判・加除式・全1巻＋web／年間利用料 定価10,500円(税込)〈送料実費〉

### 第1編 訴訟代理人としての役割と倫理

訴訟代理権の内容・業務の領域、代理人としての倫理等、基本的な重要論点を解説。

### 第2編 紛争類型別の訴訟実務

貸金・売買・クレサラなど紛争類型別に設定した事例をもとに、訴訟上の留意点や請求・主張・立証上のテクニックを解説。

### 第3編 簡裁における手続

手続の流れに沿って、場面ごとに必要な書式の記入例を明示。

書籍

web

書籍で紹介した情報(書式・判例・法令・要件事実)をweb上で提供。

書式はダウンロードして利用可能。



第一法規

東京都港区南青山 2-11-17 〒107-8560  
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-696  
Fax. 0120-202-974

## ■開催予告

# 第12回日司連市民公開シンポジウム

## 気軽に相談できるって、ホント!?

### ～法テラスと司法書士の役割～

敷居が高く、近寄りがたいと言われてきた法律相談  
 巧妙になる悪質商法や身近なトラブルに泣き寝入りする市民  
 このような現状を国家的な施策で打開しようと、  
 本年秋にスタートする日本司法支援センター～法テラス～  
 その担い手としての司法書士は、市民の要求を理解しているのか、  
 そして本当に市民の期待に応えることができるのか  
 法律の専門家や学者、消費者相談の窓口の方々を交えて、話し合いたいと思います。

## ■登壇者

- \* ご挨拶 日本司法支援センター（法テラス）理事長予定者 金平輝子氏
- \* パネルディスカッション
  - ・コーディネーター 元読売新聞東京本社論説副委員長 久保潔氏（日司連理事）
  - ・パネリスト 法務省大臣官房参事官（総合調整担当） 大場亮太郎氏  
 （助法律扶助協会専務理事 藤井範弘氏  
 日本弁護士連合会日本司法支援センター推進本部委員 亀井時子氏  
 （社）全国消費生活相談員協会理事長 下谷内富士子氏  
 早稲田大学大学院法務研究科教授 和田仁孝氏  
 愛知県司法書士会副会長・社会事業部長 和田博恭氏

## ■スケジュール

- \* 日 時：平成18年3月11日（土）14：00 開会（13：30 開場・受付開始）  
 17：00 閉会
- \* 会 場：司法書士会館 地下1階「日司連ホール」（東京都新宿区本塩町9-3）  
 （JR四ツ谷駅下車四ツ谷口徒歩5分）

## ■申込方法（参加無料）

参加ご希望の方は、住所・氏名・電話番号・ご職業を明記の上、官製ハガキまたはFAXまたは日本司法書士会連合会ホームページからお申込み下さい（申込締切：平成18年3月6日（月）必着）。定員200名になり次第に締め切らせていただき、招待状は3月に発送致します。

- \* 官製ハガキ：〒105-0004 東京都港区新橋5-11-3 新橋住友ビル7F  
 NTTメディアスコープ「日司連シンポジウム」係
- \* FAX：03-3438-8505
- \* 日司連HP：<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

## ■主催 日本司法書士会連合会

## ■後援 法務省・（助）法律扶助協会・日本弁護士連合会・全国消費者団体連絡会

## ■お問い合わせ 日本司法書士会連合会 03-3359-4171（広報課）

- \* 内容・登壇者等は都合により一部変更となる場合がありますので、予めご了承下さい。

# REPORT

## 「第25回クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会！in岩手」

2005.11.12～13

花巻温泉

平成一七年十一月一二日（土）・一三日（日）に、岩手県花巻市において、全国クレジット・サラ金問題対策協議会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、第二五回集会現地実行委員会主催で、「第二五回クレ・サラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会！in岩手」が開催された。参加者は、全国から九〇〇名を超えた。以下、被害者交流集会の模様を報告する。

### 記念講演

第一日に、まず、経済ジャーナリストの須田慎一郎氏より、「なぜ銀行はサラ金との融合を進めるのか―急接近するメガバンクと大手サラ金」をテーマとして、記念講演がなされた。近年、メガバンクと大手サラ金との提携が報道されることが多いが、須田氏によると、平成

一七年四月一日のペイオフ解禁以降、今まで以上にメガバンクは収益性が問われるようになってきたという。それについて、多くのメガバンクはコンシューマー・ビジネスもしくはコンシューマー・ファイナンスを柱に収益性をあげていこうという企業戦略をたてているとのことである。そして、メガバンクは、メガバンクとサラ金との連携によって、新たなビジネスモデルを模索しているらしい。例えば、キャッシュカードとクレジットカードの一体化があげられる。

また、二〇代前半から三〇代前半の顧客がメガバンクの収益性増加のための対象に考えられることが多いという。そのような若年層の顧客の利用増加のために、近時、おサイフケータイ等、クレジットのＩＴ化が目覚ましい。

同様に電車に乗るためのスイ

カ等も利便性が向上している一方、実際に現金を扱わないために安易な利用がされがちであるという弊害があるという。これからＩＴ商品は、チャージをクレジットカードからのキャッシングによって行なうことができる場合もあり、自分が知らない間に借金をしてしまうことにもなりかねない。

これらＩＴ商品は、主に若年層が対象とされており、今後新たな層の多重債務者を生み出すのではないかと懸念されているところでもあるという。

須田氏は、これからはサラ金以外からの借入れが原因で多重債務者が増加するのではないかと指摘する。例えば、あるメガバンクの店頭で設置されている無人契約機では、メガバンクからの融資、メガバンク子会社からの融資、メガバンクと提携しているサラ金からの融資が

各々可能となっている。

つまり、メガバンクからの融資ができないときであつても、メガバンク子会社またはサラ金から融資がなされることがあり、利用客してみるとメガバンクからキャッシングをするつもりであつても、いつの間にか利息の高いサラ金から借入れをしていたということも生じうる形態となつている。これはメガバンクとサラ金の融合というよりも、もはや一体化であると須田氏は指摘する。

須田氏は最後に、スーパーCカード、おサイフケータイ、エディなどの電子マネーの普及によつて、いつの間にか借金をしてしまつたり、メガバンクから借入れをするつもりがいつの間にかサラ金から借金をしてしまつたりすることが、今後予想される。そのため、利用者は利便性の裏側についての情報も常

にキャッチし、物事を見抜く力を養つていかなければならないと講義された。

## 多重債務者による被害体験の報告

須田氏の記念講演の後に、多重債務者の被害体験の報告が二件なされた。

最初の報告は、特定調停の運用に関する報告であり、サラ金に対し取引履歴の全開示を求めてほしい等との要望が主張された。

また、次の報告は、親族の援助で何回も借金の整理をしてきたが、ついにヤミ金に手を出してしまい、被害者の会の協力で立ち直ることができたとの報告がなされた。

## 一七の分科会

その後、次のとおり一七の分科会において議論がなされた。

「第一分科会 高金利引下運動」、「第二分科会 日掛け金融

対策」、「第三分科会 サラ金広告」、「第四分科会 アイフル被害対策」、「第五分科会 クレジット・サラ金被害者交流A」、「第六分科会 クレジット・サラ金被害者交流B」、「第七分科会 商工ローン被害者交流」、「第八分科会 クレ・サラ相談員交流」、「第九分科会 商工ローン対策」、「第一〇分科会 特定調停」、「第一一分科会 ヤミ金融・振り込み詐欺対策」、「第一二分科会 過払い金返還請求」、「第一三分科会 クレジット問題」、「第一四分科会 行政

の多重債務者対策」、「第一五分科会 東北悪質金融業者対策」、「第一六分科会 任意整理」、「第一七分科会 年金担保」

以上の分科会のうち、第一三

分科会 クレジット問題について報告する。

## 第一三分科会

### 「クレジット問題」

松尾善紀弁護士より、クレジット問題についての初心者向け講義がなされた。

クレジット問題は、クレジット会社の過剰与信によつて、利用者の経済生活の破綻を誘引し、サラ金の利用と相俟つて、多重債務者を生み出す大きな要因となる一方、クレジット会社の杜撰な加盟店管理によつて悪質加盟店による悪質商法をはじめ、こらせ、その悪質商法を助長し、悪質商法被害の拡大の最大の要因となるという。クレジット契約に関して、消費者契約法、割賦販売法、特定商取引法等を活用し、消費者の権利救済を図っていくべきだとの講義がなされ

た。

次に、小野寺友宏弁護士より、クレジット会社の信用情報機関の実態調査について報告がなされた。

クレジット契約は、信用情報機関の信用情報をもとに与信を行なうことが一般であるため、クレジット問題に取り組む専門家は信用情報機関の実態についても情報を得ておくことが有用であるという。いわゆるブラックリストといわれる事故情報の取り扱いにつき、実態の報告がなされた。

そして、池本誠司弁護士より、クレジット被害に関する裁判事例の報告がなされた。一〇六件三二〇〇万円におよぶ次々販売に関し、クレジット会社に対して債務不存在を主張した事例であった。この事例では、一〇六件のクレジット契約にもかかわらず、信用情報機関に登録され

ていた件数は四件のみであったとのことである。

最後に、木村達也弁護士より、悪質なりフォーム工事に関する販売店及び与信を行なったクレジット会社に対し既払い金の返還を求めた裁判事例の報告がなされた。

## シンポジウム

第二日は、「全国クレ・サラ被害者交流集会二五回の歩み」をテーマにシンポジウムが催された。パネリストを被連協副会長（大阪いちょうの会）の田中

祥晃氏、被連協副会長（みやぎ青葉の会）の豊岡あさ子氏、全国クレ・サラ対協事務局次長の伊澤正之氏、全国青年司法書士協議会会長の小澤吉徳氏が勤め、コーディネーターを岩手弁護士会の石橋乙秀氏、同会の石川哲氏が勤めた。

シンポジウムは、被害者の会の活動報告をはじめ、被害者の会と弁護士・司法書士とのかわり方についての報告及び協議がなされた。

弁護士・司法書士がいかに多重債務問題に取り組んだとしても、ケアしきれない部分があり、そこに被害者の会の必要性があると述べられた。

また、シンポジウムの中で、宇都宮健児弁護士より、出資法改正に向けて、上限金利の引き下げを求めていくことの重要性が述べられた。

さらに、韓国民主労働党局長林東炫氏より、高金利により多重債務問題が激増した韓国の実情が報告された。

最後に、集会決議として、平成一九年一月の出資法上限金利見直しにあたって、上限金利の引き下げを実現させることを決議した。

なお、全国クレジット・サラ金問題対策協議会をはじめ参加者は、上限金利引き下げのために、「高金利引き下げ一〇〇万人署名運動」を継続的に行なっていくことを確認した。  
（月報発行委員会 赤松 茂）

## 第20回日司連中央研修会

2005.11.19 日司連ホール

今回で二〇回目となる日司連中央研修会。筆者は、この研修会をストーリーミング会場である大阪会場（場所…大阪司法書士会館）にて受講した。各司法書士会の会場においても、東京会場（場所…日司連ホール）で実施される研修会を、ストーリーミングにてリアルタイムで受講することができる。今まで遠方で開催であるが故に参加できなかった会員も、研修参加の機会が増す。このストーリーミングを利用した日司連主催の研修会は、既に何度か開催されているが、今回の中央研修会はストーリーミングの調子が悪く、午前中、音声を聞き取りにくい状況が続いた。ストーリーミング会場にて受講した会員は、集中して受講することができなかつたようだ。今後、更なる対応の改善が望まれる。

第二〇回日司連中央研修会は、

平成一七年一月一九日（土）、日司連ホールにて開催された。

から、この研修会が企画されている。

平成一七年三月に新不動産登記法が施行され、オンライン登記申請が可能になったが、当初、オンライン申請の指定を受けた法務局は埼玉県上尾出張所一庁のみだった。必然的に司法書士業界において論点として議論される内容は、登記原因証明情報や本人確認等に関することが多いくなり、登記識別情報について論点とされることが比較的少ない状況だったように思われる。

同年一月二八日には、全国で四一庁がオンライン申請の指定を受けることになり、本格的にオンライン指定庁における不動産登記申請が実施される。不動産登記の専門家である司法書士こそ、登記識別情報の取り扱いに関する認識を深め、高い職業倫理に裏付けられた執務姿勢が要求される。このような認識

第一講は、『情報革新時代の不動産取引実務（附則六条指定後に広がる世界）』と題し、早稲田大学大学院法務研究科の山野目章夫教授が基調講演をされた。山野目教授の基調講演は、「附則六条指定がなされた場合、どのような点が異なってくるのか」という問題提起から始まった。山野目教授は、オンライン指定されたことにより異なってくるものとして、二つのことを挙げた。①登記識別情報、②電子申請、以上の二つだ。②の電子申請については、オンライン指定後も紙による申請が可能であることから、選択の余地がある論点であるとした上で、①の登記識別情報について、司法書士としては避けて通ることができない論点だと述べられた。登記識別情報は、「情報」であり、

司法書士は今後、この新しく接する「情報」とうまく付き合いつながりながら不動産取引をすすめていく必要がある。山野目教授は「情報」に焦点を当てた上で、①情報を守る②情報を操る ③二つの視点から講演をすすめていった。

司法書士は、登記識別情報と

いう情報をなぜ守らなければならないのか。山野目教授は、i 個人情報保護に関するガイドライン、ii 不動産登記法第一条、一五九条、iii 司法書士法第二条、第七六条をその根拠となりうるものとして挙げた上で、これら全ては、いずれも明確に司法書士が登記識別情報を守る義務があることを規定していないと指摘する。司法書士業務において、登記識別情報を守ることを論点とした場合に圧倒的に問題にされることは、個々の司法書士が故意ではなく過失

により情報を流出したケースだという。iiiでは、故意に流出した場合のみを問題としているため、職能団体としては今後、過失により情報を流出した場合も会員を規律できるように、職能法を基盤として情報の安全確保を要請していく必要があると述べられた。

最後に山野目教授は、司法書士界は産業構造に変化をもたらす必要があると述べられた。登記識別情報という「情報」を受領する補助者の位置づけをしつかりとすること、情報を守る必要から一事務所一台はシュレッターの設置が必要であること、そして、情報が他に漏れることがないように事務所の配置の工夫が早急に必要であることを強調された。

司法書士が国民の信頼に応えられることができるよう、司法書士一人ひとりが情報管理について

最善の対応を心がける必要があると感じた。

第二講は、『オンライン指定庁における実務の現状と問題点』と題したパネルディスカッションが行われた。コーディネーターは基調講演をされた山野目教授が務められ、パネラーとして、日司連不動産登記ワーキングチーム西澤英之部委員、千葉司法書士会登玉芳雄副会長、埼玉司法書士会早川敏夫会長、日司連細田長司副会長が登壇し、ディスカッションが進められた。パネルディスカッションでは、登記識別情報の通知の要否、通知受領後の管理をどのようにするか、立会はどのように実施していくことになるか等、現場においてすぐに問題となる論点を中心に議論された。

第二講の最後に、「附則六条指定後に不動産登記の登記申請を行う場合、電子申請と書面申

請のどちらを選びますか（電子署名等のインフラも整備されている状態であったと仮定する）」との質問を会場（東京会場のみ）に問いかけたところ、電子申請を選択すると答えたものが二五名、書面申請を選択すると答えたものが三〇名、どちらともいえないと答えたものが九名という結果になった。この結果の講評をすることはできないが、司法書士としては、依頼者から電子申請によることを希望された場合、いつでも電子申請に対応できる環境を整えておくことが、最低限必要だといえるのではないだろうか。

（月報発行委員会 吉井 朋子）

# Viva! Estudio 中央研修所から

新時代の研修制度を目指して

副所長

長谷川 清

はじめに

本年度司法書士中央研修所の副所長に就任いたしました長谷川清です。研修所におきましては「研修制度研究部」及び「研修情報室」を担当させていただいています。

言うまでもなく、研修制度は司法書士制度発展の原動力であり、今後も最大の牽引力であり続けるだろうと考えています。

現行新人研修は、中央、ブロック、司法書士会において、理論から実務までそして配属修習による実務訓練をふくめた「二カ月研修」システムの元で実績を積み重ねてきています。特に近年の実務経験を持たない試験合格者の増加に伴い、配属修習による実務訓練の重要性が指摘されています。一方、配属先事務所確保や指導員の資質確保さらには修習生の生活保障などの

問題が指摘されているところがあります。

会員研修においては、①単位制研修制度 ②年次制研修制度が実施されております。これらの制度は、全会員が毎年一二単位（五年間で六〇単位）の研修単位取得を義務とし、五年ごとに（初回だけは三年）区切りとしての年次研修を履修し、その後新たな五年間に進むことにより制度全体の資質を継続的に向上維持することを目的としています。会員研修に関しては、研修の義務化（年次制研修は義務となっております）への移行と、会員の研修機会の確保が大きな課題となっております。

当部においては、研修制度の在り方を検討していますが、これには、一つには研修制度全体の在り方に関する事項と、二つには研修の手法に関する事項とがあります。

# Viva! Estudio

「ビバ! エストウド」とは、ポルトガル語で「勉強万歳!」の意味です。

## 新人研修について

新人研修に関する今後の課題としては、現行の二カ月研修を六カ月研修に引き上げることがあります。過去、先輩が熱意と創意工夫とによって創設された二カ月研修が軌道に乗った今、

新時代の研修制度として新人六カ月研修を具体的目標として検討すべき時期にきています。この関係では、特別研修との関係が一つの課題となります。法改正を要しますが、将来可能な限り早い時期に、特別研修を新人研修に取り入れ、かつ新人研修を登録要件化し、認定司法書士という資格内資格を一刻も早く解消することが望ましいと考えられます。そのため、研修制度研究部においては、新人六カ月研修のなかに、特別研修を日程的に取り込み、特別研修の新人研修への「緩やかな融合」をは

かる方向での検討に着手していきます。さらに、六カ月という長期に亘る新人研修においては、受講生（研修生）の経済的支援措置を含む生活保障等も検討課題となつてきます。

## 会員研修について

会員研修についての当部における検討課題は、第一には研修の義務化への移行の問題であり、さらには五年ごとの資格の更新制の問題であります。資格更新制は、昨今、建築士の法違反問題との関係で導入が議論されていますが、会員の資質の継続的維持を実質的に担保する方法として、重要な検討課題であろうと考えられます。

第二に研修の機会確保の関係では、いわゆる研修手法についても論議されなければなりません。いわゆる、集合研修（生の聴講、ビデオ・DVD利用）や

個人研修の在り方、さらには研修教材の作成、提供の在り方（媒体、ストーリーミングなどの方

式）など近時のIT技術活用による利便性と経済性を踏まえての議論が必要であります。当部では、現在運用のWeb版研修カリキュラム ([http://www.hib-no.com/nisshien\\_curriculum/](http://www.hib-no.com/nisshien_curriculum/)) に、中央、ブロック、司法書士会等で実施された有益な研修のビデオ映像と研修資料を提供し、会員がいつでも自己の研修に活用できるシステム構築を検討しています。

特に、専門性の分化に対応した専門家を養成する必要性から、本年度「専門分野修得プログラム（債務整理事件編）」（DVD四巻及び教材等）を各司法書士会へ提供することを準備しております。各司法書士会におかれましては、平成一八年度の研修事業の中で、本プログラムに

よる研修を是非とも実施いただきます。よろしくお願いいたします。

## おわりに

研修制度研究部は、新時代の研修制度の在り方について、今後も研修制度が制度発展の前衛として進まなければならないという認識の基に、時代の要請と全国研修担当者からのフィードバック、並びに全国会員の制度発展の願いと研修所員の熱い思いを傾け、研究、検討して参りたいと考えております。

新人研修部、会員研修部に比して地味な部署ではありますが、研修に対する思いにあふれた所員が頑張っております。所員共々よろしく申し上げます。

## 成年後見制度における適正な後見報酬の確立を目指して!!

### ～公益信託 成年後見助成基金の運営状況～

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

総務担当常任理事 杉山 春雄

先頃公表された総務省の「平成17年度公益法人に関する年次報告」では、(社)成年後見センター・リーガルサポートが委託し、三菱UFJ信託銀行株式会社が受託・運営する「公益信託 成年後見助成基金」(以下「助成基金」という)を、高齢化時代を先取りした公益信託の先進的活用事例として紹介している。経済的理由により成年後見制度を利用できない人の権利の擁護と福祉の増進に寄与するため、後見人等となる者に報酬の一定額を財政的に支援する助成基金の取組みが高く評価されたものといえよう。

平成13年12月に法務省の設定許可を受け、家庭裁判所を含む関係各界の期待を受けてスタートした助成基金は、運営開始後4年(会計年度は毎年10月1日～9月30日)を経過した。この間、リーガルサポートでは、助成基金の安定運営と信託財産拡充のため、助成基金の募集や申請受付等の事務作業に協力し、助成基金に対する寄付の呼びかけを行ってきたが、その適正かつ円滑な運営により、信託財産は年々増加し、それが更に支援対象の拡大につながるという、事業運営上の好循環を形成している状況は非常に喜ばしい。

具体的には、平成17年度の給付申請21件中、取下げ2件を除いた19件(16名)に対し、総額2,195,000円の助成金を支給する一方、平成17年9月30日現在における助成基金の信託財産は87,036,200円に達した(当初基本財産は25,147,365円)。これは、関係各位の地道な努力により成年後見制度の利用にあたって障害となりやすい費用の問題を扱う助成制度に対する理解が進み、これに共感して財産を遺贈等により寄付する人が増え、更に日司連や司法書士等からの寄付金が追加信託されたことによるものである。

成年後見は裕福な人だけの制度ではないが、実際には成年後見制度の利用に関する費用が払えずこの制度を利用できない人が数多く存在する。そうした現実を目のあたりにするとき、一定額の後見報酬を確保・補完する助成制度が用意されていることの意味は大きい。今後は、助成基金の安定的運営のための資金確保の要請に応えつつ、資力の乏しい方の後見人等になった場合の適正な後見報酬の確保に向け、助成金の給付対象範囲の拡大と給付金の増額等に向けた検討作業が進んでいくはずである。

なお、助成基金運営委員会では、次のとおり「第6回募集要項」を定め、平成18年4月1日から同月28日までの間、助成基金の給付申請を受け付けることを決定した。前年度から1事件に対する給付額を月額最高2万円まで増額し、給付期間も最長5年まで延長しているため、応募要件を満たす後見等の事務に携わっている司法書士会会員には、積極的に応募していただきたい。募集要項及び申込書はリーガルサポートホームページ(<http://www.legal-support.or.jp/>)からも取得できるので参照されたい。

## 公益信託 成年後見助成基金第6回募集要項

### 1. 趣旨

成年後見制度の利用に関する費用を助成し、もって利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とします。

### 2. 応募対象

- (1) 既に就任した成年後見人等が後見事務を概ね3ヶ月以上実行している場合であることとします。ただし、親族以外の個人が成年後見人等に就任しているときに限ります。
- (2) 後見事務の内容に照らし適正な報酬を支払うことができないものであることとします。
- (3) 本年度は、成年後見制度利用者の年齢が概ね後期高齢者又は、知的障害者・精神障害者等で、生計を一にする家族の年収が260万円以下であり、かつ他に資金化できる適当な資産がないこととします。
- (4) 保全処分 of 財産管理人の就任にかかる報酬は該当しません。
- (5) 報酬付与審判申立てをしていない期間が対象となります。

### 3. 助成金

助成金総額（新規申請分）は年額360万円

被後見人等お一人に対し、原則月額1万円最高2万円を限度に助成します。最長5ヵ年間（2年目以降は、継続の申請が必要です）。

### 4. 応募方法

所定の助成金申込書に必要な事項を記入し資料を添付して、下記事務局宛送付してください。

### 5. 申込み締切日

平成18年4月28日（金）必着

### 6. 選考の方法、採否の通知及び助成金の交付

- (1) 当基金運営委員において内容を審査の上採否を決定し、平成18年6月中に採否を通知します。
- (2) 選考後の給付は、(1)の通知書を添付し家庭裁判所の報酬付与審判を申立て、決定された審判に基づき助成金を交付します。

### 7. その他

- (1) 応募いただいた申込書等の書類の返却はいたしません。
- (2) 応募にあたっては、助成申請書類及び添付した資料に記載されている事項が、助成金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・事務局が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、所属等の情報が主務官庁等へ提供されることについての同意が必要となります。
- (3) 寄付のお申出は、下記事務局及び受託者へご連絡ください。

### 8. 申請書提出先・請求先

【事務局】〒160-0003

東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館4階  
社団法人 成年後見センター・リーガルサポート内  
公益信託「成年後見助成基金」事務局 担当 大迫 哲彦  
TEL03-3359-0541

【受託者】〒100-8212

東京都千代田区丸の内1-4-5  
三菱UFJ信託銀行株式会社リテール受託業務部  
公益信託グループ 担当 小金澤 賢二  
TEL03-3212-1211（内線3435）



# ガイド

## 〔申込方法〕

- ①購入を希望される方は、「月報司法書士読者」と明記のうえ送付先住所・氏名（所属会）・電話番号を記入し、直接、出版社あて必ず郵送かファックスでお申し込みください。
  - ②出版社より直接、送本ののち、振替用紙等で代金を支払ってください。
  - ③定価及び頒布価格につきましては、出版社により表示形態が異なりますので、ご了承ください。
  - ④書籍の内容、発送に関するお問い合わせは、直接、出版社へお願いします。
- ⑤締切日平成18年3月16日（木）締切日以降のお申し込みについては、割引価格にならない場合があります。

## 〔1〕相談事例からみた成年後見の実務と手続き

井上計雄共編/A5判・三九八頁/平成一七年九月発行/新日本法規出版(株)刊

定価三九九〇円(税込)

↓ 布価格三五九一円

(税・送料込)

本書は、判断能力が不十分な人の日常生活や財産をフォローするために必要な「法定後見」「任意後見」「財産管理委任契約」など、制度の概要から利用方法、実務上の問題点までを具体的な相談事例をもとに解説し、成年後見に関する各種申立書をはじめ実務に役立つ書式を記載例入りで掲載しております。

### ◆〔1〕の申込先

新日本法規出版(株) 営業渉外部

担当 平林

〒一六二一〇八四二 東京都

新宿区市谷砂土原町二一四

☎〇三―三二六七―二八九八

☎〇三―三三三五―一六五一

## 〔2〕実務 新会社法入門

菅原喜与志著/A5判・二二一頁/平成一七年九月一九日発行/株民事法研究会刊

定価一八九〇円(税込)

↓ 頒布価格一七九〇円

(税・送料込)

会社の設立・機関設計・株式・社債から敵対的買取による企業防衛策・組織再編、合同会社等の持分会社まで、新会社法施行後の新しい会社のしくみと、企業運営のあり方について、わかりやすく実践的に解説。現行法からの変更点や新制度への対応策を明確に著し新法に迅速な対応を要する司法書士必携！

### ◆〔2〕の申込先

株民事法研究会

担当 安倍

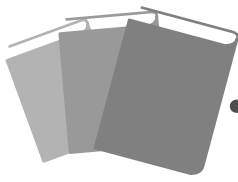
〒一五一―〇〇七三

東京都渋谷区笹塚二一八―三

エルカクエイ笹塚ビル六階

☎〇三―五三五―一五七一

☎〇三―五三五―一五七二



③『登記識別情報と立会  
の実務』

群馬青年司法書士協議会編/A  
5判・二〇八頁/平成一七年一  
一月六日発行/株民法務研究会  
刊

定価三三六〇円(税込)

↓頒布価格三一〇〇円

(税・送料込・分売可)

新不動産登記法での原則であ  
るオンライン申請の指定がなさ  
れた登記所(法務局)において  
必須となる登記識別情報を用い  
た立会の実務について、登記識  
別情報の特質を分析したうえで、  
取引の実態に即した立会手法を  
詳説。立会の様子を収録したD  
VDや書式を収録したCD-R  
OMが付いて実務に至便!

◆③の申込先

株民法務研究会 担当 安倍

〒一五一〇〇七三

東京都渋谷区笹塚二一八―三

エルカクエイ笹塚ビル六階

☎〇三―五三五―一五七―一

☎〇三―五三五―一五七―二

④『全訂 判例先例相続  
法Ⅰ・Ⅱ』

松原正明著/A5判I五二四頁  
II六〇〇頁/平成一八年一月一  
〇日発行/日本加除出版(株)刊

定価一五三五五円 II五四六  
〇円(税込)

↓頒布価格一四八二〇円

II四九一〇円(税・送料込)

平成六年に「判例先例相続法  
I―遺産分割―」を刊行したが、  
その全面的改訂版として二分冊  
に充実し、今回同時刊行。前回  
のII巻部分も二分冊として来年  
に刊行が予定され相続法全四巻  
となる予定。前版から約二四〇  
件の判先例を追加、法改正に対  
応し、解説を全面的に書き換え  
た。東京家裁総括判事松原正明  
氏の力作で実務家に最適です。

◆④の申込先

日本加除出版(株) 営業部

〒一七一―八五一六 東京都

豊島区南長崎三一六―一六

☎〇三―三九五―一五六―二

☎〇三―三九五―三二〇―六一

⑤『ある日、あなたが陪  
審員になつたら…』

カティ―ボヴァレ イラスト/  
オリヴィエ・シロンディニ  
ンタビユー/大村浩子II大村敦  
志訳/A4判・一〇〇頁/平成  
一七年一月一七日発行/信山  
社刊

定価三三六〇円(税込)

↓頒布価格三〇〇〇円

(税・送料込)

有罪か無罪か? 刑の重さは?  
「普通の市民」の中から選ばれ  
た陪審員と裁判官、検察官、弁  
護士の証言を集める。対立する  
主張、事実の認定と疑いの介在、  
確信とウソ…一連のフランス重  
罪院での体験についての思いが  
語られる。日本での「裁判員制  
度」導入に先立ち何かヒントが  
得られる事でしょう。

◆⑤の申込先

信山社 担当 森谷

〒一一三―〇〇三三 東京都

文京区本郷六―二一九―一〇二

☎〇三―三三八―一八―一四七六

☎〇三―三三八―一―三五八〇

⑥『家事審判・調停書式  
体系』

梶村太市・石田賢一・石井久美  
子編/A5判・一〇八〇頁/平  
成一七年一月四日発行/株青  
林書院刊

定価八四〇〇円(税込)

↓頒布価格七五六〇円

(税・送料込)

家庭裁判所での取扱件数の増  
加に伴い、ますます複雑・多様  
化する家事審判及び家事調停に  
ついて、その申立や各種手続に  
必要な書式二九三点を取り上げ、  
記載例と詳細な解説を施した国  
内最大級の書式集。執筆陣には、  
現役の裁判所書記官を多数迎え  
た信頼の一冊。

◆⑥の申込先

株青林書院

担当 高橋

〒一一三―〇〇三三

東京都文京区本郷六―四―七

☎〇三―三三八―一五―五八九七

☎〇三―三三八―一四―一三一六

e-mail eigyo@seirin.co.jp

## 「会社法施行規則案」等に対する意見書

日本司法書士会連合会  
企業法務対策部 商事法務対策WT  
登記制度対策本部 商業法人登記WT

本資料は、法務省民事局参事官室からの「『会社法施行規則案』等に関する意見募集」に対し、日本司法書士会連合会から平成17年12月26日付文書で法務省民事局参事官室あて提出した意見書である。

### 「会社法施行規則案」等に関する意見

意見のある条文についてのみ、取り上げることとする。

### 「会社法施行規則案」について

#### 第2条関係

##### 【意見】

定義は、疑義の生じる可能性のある用語に絞るべきである。他方、「役員等」、「銀行等」や「会社役員」など一般用語に近いものは、疑義を生じる可能性があるのであれば、会社法におけるように当該使用箇所で定義すべきである。

##### 【理由】

前段については、法律で規定されている定義をそのまま下位規範において同様の意味で使用するのは通例であると解されるところ、省令においてもあまりに丁寧に同様の定義を繰り返すと、法律で定められていない、省令でこそ定義しなければならない用語がその中に埋没してしまい、これを見落とす可能性が高まるからである。

後段については、各用語が当該使用箇所定義されていないと一般人にはわかりにくく、

定義規程を念頭においていないと、各条文が正確に読めないこととなりかねない。

#### 第14条関係

##### 【意見】

会社法第28条第4号に規定する法務省令で定めるものとして、設立登記申請に要する司法書士報酬も加えるべきである。

##### 【理由】

施行規則案第14条第1号で定める金融機関の手数料は、金融自由化により差が出来てきている。また、発起設立で使用するかどうかは任意である。だとすれば、同様に設立登記申請に要する司法書士報酬についても規定する事ができるものと思われる。

#### 第14条関係

##### 【意見】

会社法第28条第4号に規定する法務省令で定めるものとして、印紙税も加えるべきである。

##### 【理由】

会社の設立のときに作成される定款の原本には、印紙税として収入印紙4万円を貼付する必要があるが、これは法定されており、定款の認証の手数料と同様に株式会社に損害を与えるおそれがないものである。したがって、

施行規則案第14条列挙事由に同印紙税も加えるべきである。

#### 第41条関係

##### 【意見】

会社設立後の募集株式の発行等に応じて申込みをしようとする者に対しては、発行会社の定款規定を全部開示すべきである。あるいは、施行規則案第17条第3号と同様の規定を置くべきである。

##### 【理由】

会社設立後の募集株式の発行等に応じて申込みをしようとする者は、発行会社の定款の内容に関して知ることを望むのは当然であり、施行規則案第41条各号に列挙されている事項のみならず、定款規定を全部開示すべきである。

そうでない場合であっても、施行規則案第17条第3号と同様の規定を置くべきである。会社設立後の募集株式の発行等に応じて申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、募集設立の際に設立時発行株式を引き受ける者の募集に応じて申込みをしようとする者に対して通知すべき事項と平仄を合わせるべきだからである。

発行会社においても、通知すべき事項を見分けるのは煩雑であり、定款規定全部を開示する方が簡明であって、事務処理上も便宜であると思われる。

#### 第59条関係

##### 【意見】

補欠役員の任期について、例えば「補欠選任の効力が生じた時点を選任時とみなす」等、なんらかの手当てをすべきである。

##### 【理由】

会社法332条1項において取締役の任期の起算点を選任時としたため、補欠役員の任期

についてなんらかの手当てが必要ではないかと解される。

#### 第59条関係

##### 【意見】

① 同条中「会社役員（執行役を除く。以下この条において同じ）」とするのではなく、単に「役員」とすれば足りる。

② 同条第3項における「定款に別段の定めがある場合」について、その許容範囲を明示すべきである。例えば、但書によって、伸長する場合は現任役員の任期満了までとする等明らかにすべきである。

③ 就任承諾時期に関しても、規定を置くべきである。

##### 【理由】

① 会社法第329条第1項において「役員」の定義が置かれており、「執行役を除く」のであれば、単に「役員」と規定すれば足りる。また、そもそも執行役を含めて「会社役員」の定義を置くのではなく、必要な場合に「役員（執行役を含む。）」と規定するのが簡明であると思料する。

② 補欠役員の選任は、通常臨時株主総会の開催が容易ではない大企業においてニーズがあると思われるが、会社法はすべての株式会社において許容しており、公開会社でない株式会社においても利用可能である。すると、取締役の任期を10年としている公開会社でない株式会社においては、毎年の定時総会で補欠役員の選任を繰り返すのは煩雑であり、定款の別段の定めとして可能な限り長期間選任の効力が継続するように規定することになると思われる。とはいえ、無制限に選任の効力が継続するのは妥当でなく、一定の限度を定める必要があり、「現任役員の任期満了まで」とするのが合理的であると考える。

③ 補欠役員の選任時においては、当該補欠

役員候補者の事前の承諾があるのが通常であると思われる。しかし、その後の事情変更等により、就任意思がなくなる場合も想定されることから、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の数に欠けたこととなったときに、即時に就任の効力が生じるものとすべきではなく、役員が欠けた等の後の就任承諾によって、就任の効力が生じるものとすべきである。

### 第78条関係

#### 【意見】

会社役員の一部が社外役員であることはあり得ないので、所要の見直しをすべきである。

#### 【理由】

委員会設置会社であるときは執行役、また、委員会設置会社でない会社においては取締役のうち少なくとも1名は、業務執行を行うため、会社役員全員が社外役員であることはあり得ない。

### 「株主総会等に関する法務省令案」について

### 第10条関係

#### 【意見】

株主総会議事録には、原則として議長及び出席取締役の署名（又は記名押印）を要するものとすべきである。

簡素化措置を採用する場合であっても、公開会社においてのみ認めるものとし、各種法人制度で採用されている議事録署名人の制度を活用すべきである。この場合、議長及び出席取締役2名（但し、議長を除く。）の署名（又は記名押印）で足りる、という措置が望ましいと考える。

#### 【理由】

確かに、大企業においては、株主総会議事録に取締役全員の署名（又は記名押印）を徴求するのが煩雑という面から省略のニーズがあるかもしれないが、株主総会議事録は、株主総会の議事の経過の要領及びその結果（総会省令案第10条第3項第2号）を明確にするために作成されるものであり、その内容の真正を担保する意味でも、原則として議長及び出席取締役の署名（又は記名押印）を要求すべきだと考える。また、取締役会設置会社でない株式会社においては、取締役の利益相反取引の承認を株主総会が行う（会社法第356条第1項第2号）こと等を考えると、出席取締役の署名（又は記名押印）は、必ずしも意味のないものとは言えないと思われる。

したがって、仮に、署名義務者の範囲を簡素化する措置を採用するとしても、公開会社においてのみ認め、議長及び議事録署名人たる出席取締役2名（但し、議長を除く。）の署名（又は記名押印）で足りるものとし、公開会社でない株式会社においては従前どおり取扱う、という措置が望ましいと考える。

### 「株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案」について

### 「株式会社の計算に関する法務省令案」について

### 第14条関係

#### 【意見】

計算省令案第12条第1項第2号、同第14条第1項第3号、同第15条第1項第2号にある、「募集株式を引き受ける者の募集に係る費用」、「新株予約権の行使に係る費用」、「新株予約権の取得に係る費用」とは、具体的に何を指すのかを明確にすべきである。

**【理由】**

設立時の資本金の額については計算省令案第10条に規定されており、資本金又は資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額として具体的に規定されているが、第12条第1項第2号、第14条第1項第3号、第15条第1項第2号においては、「費用」とだけ規定されており、具体的に控除できる金額が定まっていない。「費用」と規定されたのは計算省令案第10条と同趣旨であるとの理解でよいのか、それともさらに柔軟に解すべき（例えば証券会社への手数料を含む等）なのか不明である。

**第89条関係****【意見】**

計算省令案第89条によると、会社法第440条第1項による貸借対照表等の公告を行う場合についてのみ注記記載を要求しているように読める。仮に会社法第440条第2項による貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨を公告する場合には注記不要と解しているのであれば、現行商法施行規則と同程度の注記の記載が必要である旨を規定すべきである。

**【理由】**

条文の構成から行くと、貸借対照表又は損益計算書の要旨を公告する場合として第2章に規定されており、第1章の適用は無いように読める。商法施行規則における貸借対照表又は損益計算書の注記記載は要旨の公告の場合でも一定程度必要であり、それは会社債権者にとって非常に重要な情報であると考えられていたからであると理解している。会社法においては、最低資本金制度の廃止等債権者保護制度が変わっているため、開示の充実を図ることによって債権者の自己防衛を期待すべく、現行と同程度の注記の記載が必要である旨を規定すべきであると思われる。

「株式会社の監査に関する法務省令案」について

「株式会社の特別清算に関する法務省令案」について

「持分会社に関する法務省令案」について

「組織再編行為に関する法務省令案」について

「電子公告に関する法務省令案」について

**第7条関係****【意見】**

中断が生じた可能性のある時間が全公告期間中に占める割合を記載又は記録事項とすべきである。

**【理由】**

電子公告省令案第7条（調査結果通知の方法等）第4号によると、調査結果通知書には、「公告の中断が生じた可能性のある時間の合計」が記載又は記録されるが、調査期間全体に対する割合は記載事項とされていない。調査結果通知書からは、中断が生じた可能性のある時間の割合がすぐに判明しないため、その割合が1/10を超えているかどうかを計算し判定しなければならない。中断が生じた可能性のある時間が全公告期間中にしめる割合を記載又は記録事項とすることを適切と考える。

# 「IT新改革戦略—ITによる日本の改革—(案)」 に関する意見の提出について

日本司法書士会連合会

本資料は、内閣官房IT担当室からの「IT新改革戦略—ITによる日本の改革—(案)」に関するパブリック・コメントの募集について」に対し、日本司法書士会連合会から平成18年1月6日付文書で内閣官房IT担当室あて提出した意見である。

## IT新改革戦略—ITによる日本の改革—(案)に関する意見

### 目次

- I 登記申請について
  - 1 現状における問題点
    - (1) 公的個人認証サービスの普及率について
    - (2) 有効性検証について
    - (3) 当事者間の有効性検証
    - (4) 登記識別情報
  - 2 オンライン申請を普及させる方法
    - (1) 利用者本人が公的個人認証サービスを利用しない方法
    - (2) 公的個人認証サービスについて
    - (3) 登記識別情報の通知方法の改善
    - (4) 市販のソフトウェアの活用及びオンライン申請システムの汎用性
- II 商業・法人登記
- III 動産・債権譲渡登記
- IV 登記事項証明交付申請及び登記情報提供サービスについて

### はじめに

司法書士は不動産登記、商業・法人登記、動産・債権譲渡登記申請等の代理人を職務としているほか、その付随業務として、不動産登記又は商業・法人登記の登記事項証明書

の交付申請を行っています。そこで、以下登記オンライン申請等の普及について意見を述べます。

## I 不動産登記申請について

### 1 現状における問題点

(1) 公的個人認証サービスの普及率について

不動産登記法はオンライン申請を原則とする内容に改正されたとはいえ、申請方式は従来の申請の形式（共同申請、添付書面）を踏襲しているため、司法書士が代理人として申請する場合であっても申請人（権利者・義務者双方当事者）本人が公的個人認証サービスを利用していなければなりません。不動産登記申請のオンライン利用率を50%以上にするためには、計算上国民の約70%（70%×70%＝49%）以上が公的個人認証サービスを利用する必要があります。しかしながら、2010年までに利用者が急増し、公的個人認証サービスの利用者が70%を超えるとは思えません。オンラインを利用した不動産登記申請の利用率を増加させるには、申請人本人の公的個人認証を利用しないまま申請できる方式を検討する必要があります。

(2) 有効性検証について

公的個人認証の普及は別として、その有効

性検証について、述べます。

第163回国会に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部（公的個人認証法）を改正する法律案が提出されました。この改正法が成立すれば司法書士にも電子署名と電子証明書の有効性を確認する道が開けることとなり、それが実現すれば、司法書士が代理人としてオンラインを利用した登記申請を為す場合の障壁が一部取り除かれることにはなります。

しかし、不動産売買においては、売主及び買主の電子署名について、有効性検証を行った後に売買代金の決済が為され、その後速やかに登記申請が行われますが、登記所によっては、申請情報の調査が翌日以降に行われることが少なくありません。自宅を売却した売主が当日住所移転届出を為すと、登記官が申請情報を調査する時点で、売主の電子証明書は既に失効しているとして、当該登記が実行されないという事態に陥ります。

総務省のホームページ「インターネットによる行政手続の実現のために 第2申請者等の認証」(<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/000316c.htm>)の「2. (ウ)新たな認証の仕組みの導入に当たっての留意点」において「デジタル署名付きの電子文書に関しては、一定期間保存管理され、後にそのデジタル署名が正しいかどうかの確認を要する場合もあるため、デジタル署名を検査する公開鍵及びその証明書についての適切な世代管理が必要であること。」と記載されており、公開鍵及び電子証明書の世代管理が確実に行われているのであれば、電子署名から登記官の調査までの時間差を考慮する必要はありませんが、現時点では実現していません。

### (3) 当事者間の有効性検証

不動産登記の申請書の添付書面のうち特に原因証明情報は登記申請に利用するだけではなく、後日の証拠資料として、原本還付の手

続により登記完了後も当事者が原本を所持する事例が多くあります。ところが、登記の申請に利用するため公的個人認証を利用して電子署名を行った場合、後日当事者自身が原因証明情報の有効性を検証することはできません。検証できない情報は当事者にとっては署名押印のない紙の書面と何ら変わらないのです。

現状で、オンラインによる申請を選択した場合には、当事者が後日のため所持する書面には署名押印をし、登記申請に利用する書面については電子署名を利用することも考えられなくはありません。しかしながら、利用者にとっては、紙で申請するのであれば印鑑証明書さえ取得していればよいのに、オンライン申請をする場合には電子証明書まで取得する必要が生じます。時間も費用も従来以上の負担増加となります。

これでは、私ども司法書士も、従来どおり紙の申請書で手続をすることが可能であるのに、あえて公的個人認証を利用したオンラインによる申請をすることについて利用者に対して合理的な説明ができません。

利用者の時間と費用の負担を増加させてまで、オンラインによる申請を行うことはu-Japan構想の求めるところではないと思われれます。

利用者である国民が行政手続を行うのは一生のうち何回あるのでしょうか。従来の特に印鑑登録制度が併存している状況で、利用者が印鑑証明書より使用方法が制限されている電子証明書の利用の交付を受けようとするとは思えません。

### (4) 登記識別情報

#### a 登記識別情報について

登記識別情報は、登記を受けた際に通知され再度通知されないことのない情報を提供することによる本人確認の一つの手段でという性質を持っています。(以下の登記識別情報と

はオンラインを利用して電子情報で通知された登記識別情報について記載しています。)

#### b 登記識別情報の通知を受ける方法について

登記識別情報の通知を受ける場合、登記申請に際して申請人本人は申請者情報等を作成します。申請者情報等を作成する経緯で鍵ペアが生成され、登記官はこの鍵ペアの公開鍵を利用して登記識別情報を暗号化して通知します。通知された本人が登記識別情報を見るためには、前述の鍵ペアの秘密鍵と鍵ペア作成の際に設定したパスワードが必要になります。

#### c 申請者情報等及び登記識別情報を受け渡す際の問題点

(i) 前記申請者情報等を申請人本人が自ら登記申請情報作成支援ソフトを利用して作成してくるとはほとんどないと思われます。恐らく司法書士のパソコンを利用して作成することになるでしょう。その結果、一時的に代理人とはいえ他人のパソコンの中に申請人本人の秘密鍵が保存される状況になります。公的個人認証サービスで利用する秘密鍵であれば、漏えいしたものとして失効させるべき状況が発生していると言えなくありません。

(ii) 鍵ペア作成に設定するパスワードは、申請人本人が決定し、自ら入力しなければなりません。依頼者にはキーボードの利用に慣れておらず、パスワードの設定に際して他人に推測されにくく、自分は忘れないであろうものを決定し、適切に入力することが困難である人も多くいると思われます。

(iii) このように作成した、鍵ペアの公開鍵を登記識別情報通知用特定ファイルとして申請情報に添付して送信します。そして、登記完了後に、代理人が登記識別情報を法務省のサイトからのダウンロードをします。

(iv) 登記識別情報をダウンロードした後、万が一 (i) で作成した鍵ペアが代理人のパソコン

に保存されていた場合、暗号化されたファイルと、複合化するために利用する秘密鍵が代理人とはいえ本人以外の者の手に揃ってしまうという事態が生じてしまいます。この事態を避けるためには、代理人が申請情報を送信した時点で、申請者情報等を申請人本人に受け渡す必要があります。

(v) 申請人本人は、代理人が (iii) でダウンロードした登記識別情報を代理人から受け取ることになります。申請人本人は代理人から1個の申請について2つの記録媒体 (CD-R等) を受け取るようになります。

(vi) なお、登記識別情報のダウンロードを行えるのは1回限りです。ダウンロード完了後、代理人は申請人本人へ登記識別情報を受け渡すために何らかの記録媒体へ登記識別情報をコピーすることになります。非常に可能性は低いでしょうが、登記識別情報のダウンロードから記録媒体へのコピーが完了するまでの間に、ハードディスクがクラッシュした場合などであっても再度交付を受けることはできません。このような状況は、紙の申請に例えると、法務局から交付を受けた登記済証や登記識別情報を紛失した、焼失した、という通常ではあり得ない事件であります。代理人である司法書士にとっては、社会的生命を脅かされないような状況に追い込まれかねません。

(vii) 申請者情報等及び登記識別情報 (以下この項において「識別情報等」といいます。) に限らず電磁的記録 (以下この項において「ファイル」といいます。) の受け渡しをした際には、受け取った側が内容を確認する必要があります。紙に印刷されたものであれば、受け取ったものが当該情報であるとおおよその確認することも可能です。しかし、ファイルの場合確認できるのはファイルそのものではなく、記録媒体でしかありません。前述のとおり受け渡しの終わった識別情報等は消去し

ますので、記録媒体の不具合、記録過程での不具合により適切に記録されていなかったということの無いよう、渡した側が消去する前に必ず受け取った側が適切に記録されていることを確認する必要があります。登記識別情報を確認するためには、法務省のサイトから申請書作成支援ソフトをダウンロードし、オンラインによる登記申請ができるのと同様の環境を構築しなければなりません。申請人本人にとって非常に負担の大きい作業であると思われる。

識別情報等を渡した側は、受け渡しの終わった識別情報等は完全に消去する必要があります。「ごみ箱」に識別情報等を入れて「ごみ箱を空にする」メニューを選択した通常の消去の方法では簡単に復元できてしまいますので、消去するためのソフトを利用しなければなりません。更に、申請人本人へ識別情報等を渡した代理人は業として識別情報等を扱う以上、適切に扱っていることの記録を作成しなければならないかと思われます。具体的には、消去等を客観的に確認可能な状況にするため少なくとも、申請者情報等の作成、申請者情報等の交付、申請者情報等の消去、登記識別情報のダウンロード、登記識別情報の交付、登記識別情報の消去及び識別情報等を受け取った側が内容を確認できたことをいつ、誰が、どのように行ったのか、どのように確認したのかを記録に残さなければならないでしょう。これは、代理人にとって非常に重い負担となります。

#### d 登記識別情報保管の問題点

前述のとおり、1回の登記で申請人本人は公開鍵などの申請者情報が記録された記録媒体を一つと、登記識別情報が記録された記録媒体を一つ受け取ります。紛失防止のためとはいえ、むやみにバックアップを取ることができませんし、わかりやすい場所に保管することもできません。また、保存状態によって

は光ディスク(CD、DVD)も数年程度(場合によっては数日)で劣化し保存した内容を読み出せないという事例も報告されていますので、少なくとも2・3年に一度は新しい記録媒体に交換する必要にも迫られます。更に、次回登記をするためのためにパスワードも記憶しておかなければなりません。

このように登記識別情報は企業の機密情報を扱うのと同程度のスキルと設備が必要となり、個人が適切に保管することは非常に困難であります。

#### (5) 添付情報の作成

添付情報には複数人が電子署名を行う必要が生じる場合が多くあります。特定のファイルに複数人が電子署名を行うには、特殊なソフトウェア(プラグイン)をインストールする必要や、法務省のサイトから複数人署名を行う必要があります。

## 2 オンライン申請を普及させる方法

我々司法書士は、不動産登記の9割以上を代理人として申請しております。その現状を前提としたうえで、オンラインによる不動産登記申請の普及を図るものとして、以下の申請方法が考えられます。

### (1) 利用者本人が公的個人認証サービスを利用しない方法

公的個人認証の普及率を考慮した場合、公的個人認証サービスを利用せず、司法書士の電子署名と電子証明書(以下「司法書士の電子署名等」という。)のみを利用してオンラインにより登記の申請を行うことが可能となれば、オンライン申請の普及率増加に効果的であると考えます。

司法書士の電子署名等のみで登記を申請するには次の3つの方法が考えられます。

- a 添付情報の送信をすべて省略し、原本(書面)は司法書士が保管する方法
- b PDF化した添付情報のみを送信し、原

本（書面）は司法書士が保管する方法  
c PDF化した添付書類のみを送信し、原本（書面）を後日送付する方法

a 添付情報の送信をすべて省略する方法について

税理士会や社会保険労務士会が提案する、資格者が作成した情報だけで申請をする方法は、オンライン申請を飛躍的に増加させることが予想されます。

しかしながら、利害が対立する権利者及び義務者の共同申請を原則とし、そこに対抗要件としての機能を有する不動産登記においては、登記申請手続自体に真正担保機能が求められていますので、添付情報を登記所に一切送信せず、原本（書面）を司法書士が保管し、結果のみをオンライン申請することは、現行のダブルチェック機能（司法書士がチェックし、さらに登記所で再チェックする）がなく、司法書士が本人や意思を確認したとしても、現行より真正担保の機能について問題が生じることが予想されます。ただし、他の2つの方法（以下のb、cの方法）と比較して手続的に大幅な簡素化となりますので、オンライン申請が増加することが予想されます。

なお、資格者のみの認証により申請をする場合には、不動産登記法等の改正を必要とします。

b PDF化した添付情報のみを送信し、原本（書面）は司法書士が保管する方法

添付書類については、スキャナーで読み取りPDFファイル化して、申請書と一緒に司法書士が電子署名等を付して添付情報として送信する方法が考えられます。この方法では、登記所が申請を受け付けた時点で、一応添付書類を確認することができますし、後で司法書士が保管する原本と照合することも可能であり、真正担保機能は一定の範囲内で維持できます。

問題点としては、(i) 原本とPDFファイルの照合を行わないため、aほどではないにしても、真正担保機能についてはなお問題が残らないとはいえないこと。(ii) 添付書類の保存期間は最低でも現状の不動産登記法と同様10年間とせざるを得ないこととなりますが、膨大な添付書類原本を体系的に、かつ必要に応じて第三者の閲覧に耐えうる状態で長期間保存しなければならないという新たな問題が発生します。なお、添付書類の保管についての問題点はaにも共通する問題点であります。

なお、この場合にも不動産登記法の改正が必要となります。

c PDF化した添付書類のみを送信し、原本（書面）を後日送付する方法

bの方法で申請をした後、添付書類の原本を後日（一定期間内に、例えば3日以内に）登記所に提出するという方法が考えられます。この方法によると、必ず原本を登記所で確認できるので、今までの真正担保機能を低下させることはありません。なお、この場合は、現状も行われている「原本還付」の手続を緩やかに運用する方法を採れば政省令の改正のみで対応可能です。

以上、a b cいずれかの案が実現し、公的個人認証を利用しないままオンラインによる不動産登記申請が可能になったとしても、申請人本人が登記識別情報の通知を受けることを希望した場合には、申請人情報等を作成するに際して公的個人認証の利用が必須となります。登記識別情報の通知方法が現状どおりであるならば、オンラインによる登記申請の普及率も、公的個人認証の普及率の影響を受けてしまいます。なお、登記識別情報の通知方法の改善点については、後述します。

(2) 公的個人認証サービスについて

a 公的個人認証サービスの検証者の範囲の

拡大

「1 (4) 登記識別情報」記載のとおり、登記申請に添付する情報は、すべてが登記申請のためだけに作成されたものではありません。特に登記原因証明情報に利用される書面は当事者が後日のため作成した書面を登記にも利用しているという側面もあります。当事者が検証できない電子署名は、当事者にとっては署名（記名）押印のない書面と同じ価値しかありません。同様の内容の書面を作成しておきながら、オンラインを利用して申請するためだけに、公的個人認証を取得し、電子署名を行う人は非常に希と思われます。

検証することのできる者の範囲を公的個人認証サービスの利用者全員に拡大するならば、行政手続以外にも利用できるようになることから、利用者が増大し、オンラインによる行政手続全般の普及率増加につながるのではないかと思われます。この場合、当然検証システムは、国が設置する必要があります。

なお、公的個人認証の検証者を民間に開放する（電子証明書とCRLを公開する）にあたっては、より一層のプライバシーに対する配慮と消費者保護法制の強化が必要であることを念のため申し添えます。

#### b 公開鍵の世代管理

前項の如く公的個人認証の検証者の範囲を拡大した場合であっても、現状では電子署名を行った者が住所移転等をした場合や、死亡してしまった場合は、従来の電子証明書は失効リストに加えられてしまい、電子署名の検証を行っても署名の有効性を確認することができません。電子署名を行った者が署名後に住所を移転した場合であっても、また不幸にも死亡してしまった場合であっても電子署名（電子署名を行うきっかけとなった法律行為）まで失効するわけではありません。一度有効に為された電子署名は永久に検証できる状況になければならないのです。そのために

も、電子署名を行った時点の電子証明書の有効性の確認を永久に行えるような公開鍵の世代管理を実現する必要があります。

なお、前項記載のとおり、司法書士の電子署名等のみでオンラインによる手続を完結させるのであれば、本人が登記識別情報の交付を希望しなければ、公的個人認証について言及する必要がないことは言うまでもありません。

#### (3) 登記識別情報の通知の方法の改善

「1 (4) 登記識別情報」に記載のとおり、申請人情報等と登記識別情報（特にことわりのない限りオンラインにより通知された登記識別情報のことを言います。）は、確実な受け渡しが非常に困難であり、さらに申請人本人が保管するに際しても非常に困難を伴うものであります。

現在オンラインを利用した不動産登記申請は、すべてをオンラインで完結させるシステムとなっています。「2 (1) c PDF化した添付書類のみを送信し、原本（書面）は後日送付する方法」のように、一部にアナログの手法を取り入れ、申請人の希望により登記識別情報の通知は本人限定郵便で行うことにより、登記識別情報の管理も容易になり、オンラインによる登記申請の普及率増加につながると思われます。この場合に必要な郵便料金は申請人に負担させるのが相当であると考えます。

なお、繰り返しになりますが、「2 (1) 利用者本人が公的個人認証サービスを利用しない方法」による申請が実現した場合であっても、登記識別情報の通知をオンラインで受ける場合には、申請者情報等作成の際に本人が公的個人認証を利用している必要があります。

(4) 市販のソフトウェアの活用及びオンライン申請システムの汎用性

#### a 市販のソフトウェア

オンラインにより登記を申請するに際しては、特定のファイルに複数の電子署名を行わざるを得ないため、市販のソフトウェア単体で手続きを行うことは非常に困難です。仮に、「2（1）利用者本人が公的個人認証サービスを利用しない方法」によりオンラインによる登記申請を可能にすれば、市販ソフトウェアのみで登記の申請を行うことも可能となり、オンライン申請の普及率増加につながると考えます。

#### b オンライン申請システムの汎用性

現在ICカードリーダー・ライタのドライブは、Windows以外のOSで利用できるものがほとんどありません。（インターネット、販売店を探してみましたがWindows以外のOSで利用できるものを現時点まで見つけることができませんでした。）インターネットとJ A V Aを利用することの最大のメリットは、環境に束縛されないことにあると考えます。しかし、現状では実質Windows以外のパソコンでは利用できない状況です。早急Windows以外の特にMac OS、BSD、Linux等の環境でも利用可能なドライバの開発が必要であると思われま

す。逆に、Windowsでしか利用できないようなシステムであるならば、webベースの申請窓口やJ A V Aを利用せず、インターネット網のみを利用して、専用ソフトを作成し利用の方がセキュアで利用しやすい、オンライン申請が可能になると考えます。

## II 商業・法人登記

来年度中に資格者認証を会員全員に交付する方向で検討しています。このような環境整備を行うことにより、オンラインによる申請可能な登記所も増加していることから、今後の普及率は増加するものと思われま

## III 動産・債権譲渡登記

1 そもそも件数が少ない登記案件ではありますが、資格者認証の交付により、オンラインによる申請が可能になります。

2 動産・債権譲渡登記とは直接は関係ありませんが、RFIDの利用により、動産の管理や債権証書の管理が容易になり登記制度の利用促進につながることで、オンラインによる申請も増加すると思われま

## IV 登記事項証明交付申請及び登記情報提供サービスについて

1 オンラインによる登記事項交付申請は、対応登記所の増加に伴い今後増加すると思われま

す。2 登記情報サービスについては、現時点においても相当数の利用がありますが、950円という手数料が低くなれば、さらに利用率が増加すると思われま

## V オンラインを利用した申請のインセンティブ

### 1 登録免許税等の軽減

オンラインを利用した登記申請については、登録免許税等を軽減する等、オンライン申請にインセンティブがあれば、利用者の増加を見込むことができると思われま

す。2 I V登記事項証明交付申請及び登記情報提供サービスについて利用料を軽減することにより利用者の増加が見込まれると思われま

## 連合会日誌・執行部の動き

January, 2006

## ■連合会日誌（1月）

- 6（金）第7回常任理事会  
7（土）第6回研修部門・第6回正副所長合同会議
- 11（水）第2回日韓学術交流研究会（韓国）
- 13（金）第4回総務部門会議、総研・訴訟制度研究第1部会（知財分野）、第2回会報編集会議、第6回司法支援部門・司法制度対策本部合同会議、相談における面談技法（リアルガルカウンセリング）に関する研修
- 14（土）第6回理事会、第7回常任理事会（継続会）
- 16（月）司法制度対策本部第6回司法過疎対策ワーキングチーム、第5回広報委員会
- 17（火）第5回業務職務対策部、平成17年度グリフィス大学インターンシッププログラム（1/25・1/26にも実施）
- 18（水）企業法務対策部第4回企業法務対策ワーキングチーム、第8回常任理事会、第13回登録常務会、第6回月報発行委員会
- 19（木）第4回ADR対策部、登記制度対策本部第5回商業法人登記ワーキングチーム・企業法務対策部第4回商事法務対策ワーキングチーム合同会議、第5回人権委員会、第2回業務推進対策部
- 20（金）第2回司法書士総合研究所会議、第6回消費者法制検討委員会
- 21（土）平成17年度司法書士中央新人研修（前期日程）（1/23まで）、金利シンボウ高金利がもたらす人権侵害（大阪）、チューター説明会II（研修会）
- 22（日）チューター説明会II（研修会）（大阪）
- 23（月）第4回会長会、平成18年新年賀詞交歓会
- 24（火）第4回会長会
- 25（水）総研・第6回法制度比較研究部会
- 26（木）第9回司法書士制度審議会、第5回初等中等教育推進委員会
- 27（金）平成17年度司法書士中央新人研修（後期日程）（1/30まで）、第5回後見制度推進委員会、第3回市民救済基金運営委員会
- 30（月）第14回登録常務会、第9回常任理事会
- 執行部の動き（1月）
- 5（木）第1回日本土地家屋調査士会連合会との懇談会（山口副会長他）
- 6（金）平成18年新年挨拶廻り（法務省・最高裁・日弁連）、日本弁護士連合会賀詞交歓会出席（中村会長他）
- 10（火）日本弁理士会賀詞交歓会出席（大西常務理事）、東京弁護士会賀詞交歓会出席（大西常務理事）
- 11（水）日本更正保護協会賀詞交歓会出席（大西常務理事）、商事法務研究会賀詞交歓会出席（大西常務理事他）
- 12（木）日本税理士会連合会賀詞交歓会出席（大西常務理事）、日本司法支援センターにおける民事法律扶助業務に関する打合せ（中常任理事他）
- 14（土）NHK「くらしと経済」番組出演（稲村理事）
- 16（月）日本土地家屋調査士会連合会賀詞交歓会出席（大西常務理事）、日本公認会計士協会賀詞交歓会出席（大西常務理事）、日弁連「カンボジア王国司法支援プロジェクト

- 最終報告会出席(鄭常任理事)
- 17 (火) 日本不動産鑑定協会賀  
詞交歓会出席(猪股常任理事)
- 18 (水)(財) 法律扶助協会事  
業運営会議(早川理事他)、  
司法書士能力担保研修に關する  
日弁連法務研究財団教材研  
究会(高橋常任理事他)、法  
律扶助協会理事会出席(中常  
任理事)、法務省総合法律支  
援準備室との打合せ(光木副  
会長他)
- 19 (木) 裁判所の督促手続のオ  
ンライン化に關する最高裁と  
の打合せ(大西常務理事他)、  
全国社会保険労務士会連合会  
賀詞交歓会出席(宮前専務理  
事)
- 20 (金) 日本行政書士会連合会  
賀詞交歓会(宮前専務理事)、  
日本公証人連合会との協議  
(宮前専務理事他)
- 24 (火) 法務省総合法律支援準  
備室との打合せ(早川理事  
他)
- 25 (水) 第7回金融法務新年賀

● 月報 司法書士 No.408

定価 250円 発行 平成18年2月10日

発行者 日本司法書士会連合会  
〒160-0003 東京都新宿区本郷町9-3  
TEL 03-3359-4171 (代)  
☎ 0120-55-2059 (総合案内)  
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

編集 月報発行委員会  
印刷 あかつき印刷株式会社 \*不許複製

- 詞交歓会出席(大西常務理事  
他)
- 26 (木) 日本司法支援センター  
に關する三者協議会出席(光  
木副会長他)、日本公証人連  
合会との打合せ(大西常務理  
事他)
- 31 (火) 全国サービス協会賀  
詞交歓会出席(山口副会長)

建物区分所有法等の改正に伴い内容補正を行った最新内容!!

# 不動産訴訟の実務 (六訂版)

弁護士・元広島高等裁判所長官 藤田耕三 編  
日本司法書士会連合会 顧問  
帝京大学法学部教授 小川英明  
元東京高等裁判所判事

- 判例や学説と重要な文献を随所に引用  
判例は最高裁のほか高裁や地裁のものまで引用されています。また、文献は単行本はもちろんのこと、雑誌に掲載の論文も掲出し、その典拠を明確にしています。
- 便利な書式例  
各種の訴状・申立書などの文例書式を登載してありますので、訴訟の各過程における各種書類の作成にたいへん便利です。


★最新の重要判例・学説の補充を行い、  
不動産をめぐる訴訟を  
わかりやすく解説。

**お申込み**  
TEL(03)3267-2898  
FAX(03)3235-1651

A5判・ケース付・1,090頁・定価：本体6,800円(税別)

★「月報司法書士」読者特別価格6,426円(税込)送料サービス

本社 総務部 ☎460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 ☎162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
支社 札幌・仙台・東京・関東・名古屋・大阪・広島・高松・福岡

 **新日本法規出版**